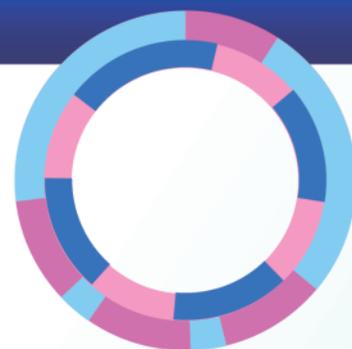


武蔵村山市教育振興基本計画



平成24年3月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

今日、少子高齢化や国際化・情報化の進展、さらにはライフスタイルの変化や地域コミュニティの希薄化など、急激に社会環境が変化していく中で、教育に対するニーズは一層複雑化・多様化し、市民から寄せられる教育に対する期待は一層高まりを見せております。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法（昭和22年法律第25号）が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、達成すべき教育の目標として「知・徳・体の調和」「自主・自立の精神」「公共の精神」「生命や自然の尊重」「伝統と文化の尊重」を掲げるほか、新たに「家庭教育の責務」として、保護者が子供の教育について第一義的責任を有することなど、新しい時代の教育の理念などが明確に示されました。

「武蔵村山市教育振興基本計画」は、この改正教育基本法を踏まえ、平成23年2月策定の「武蔵村山市第四次長期総合計画」に示す将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野・生涯学習分野における計画として策定いたしました。計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5か年とし、武蔵村山市が今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、教育行政に関して中長期的な視点から、今後5年間に取り組むべき施策を体系化したものです。

武蔵村山市教育委員会では、これまでも、教育目標の下、毎年度、基本方針を策定し、武蔵村山市の特性を生かし、総合的に教育施策を推進してきましたが、今後は、平成23年12月に教育委員会において決定した教育目標を踏まえつつ、これを具現化した本計画に基づき、計画的に教育施策を推進してまいります。

学校教育におきましては、子供たちの個性や能力を伸ばし、創意工夫を生かして子供たちに確かな学力を身に付けさせ、社会環境の変化に柔軟に対応できる自立した力を育成します。また、他者を思いやる気持ちや感謝する心を育むとともに、体力の向上を図り、豊かな心と健やかな体の育成を図ります。さらには、質の高い学校教育の実現に向け、学校・家庭・地域の連携をより深め、教育力の向上を図ってまいります。

生涯学習におきましては、市民一人一人が生涯にわたって自ら学び、個人として生きがいや楽しみ、心の豊かさを追求することにより、生活の充実や向上を実現するとともに、文化に親しみ、社会参加できる機会の充実を図ってまいります。

スポーツ・レクリエーション分野におきましては、市民が親しみながら、いつまでも気軽に健康・体力づくりができるよう、事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、施設の整備、改善を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をお寄せいただきました武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、多くの皆様に感謝申し上げますとともに、武蔵村山市の教育の発展のため、市民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

平成24年3月

武蔵村山市教育委員会

目 次

はじめに

第 1 章 計画の基本的な考え方	5
1 計画策定の背景と趣旨	7
2 計画の位置付け	8
3 計画の期間	8
第 2 章 計画の施策展開の方向	9
1 国及び東京都の教育振興基本計画	11
2 本市を取り巻く教育の現状と課題	12
3 武蔵村山市における教育の基本的な考え方	21
(1) 基本理念	
(2) 教育目標	
(3) 基本方針	
4 今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿	25
5 施策の体系	28
6 重点的に取り組む施策	30
第 3 章 今後 5 年間で取り組むべき基本施策	33
1 生きる力を育む教育の推進	35
(1) 豊かな心を育む教育の推進	35
① 人権教育の推進	② 道徳教育の充実
③ 体験活動の充実	
(2) 学力向上策の推進	39
④ 確かな学力の定着	⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	43
⑥ 体力向上策の推進	⑦ 食育の充実
⑧ 心と身体の健康管理の充実	
(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	46
⑨ 安全教育の充実	⑩ 情報教育の充実
⑪ 国際理解教育の充実	⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
⑬ キャリア教育の充実	
(5) 個に応じた支援と指導の充実	51
⑭ 特別支援教育の充実	⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
⑯ 教育相談体制の構築	
(6) 特色ある学校づくりの推進	54
⑰ 小中一貫教育・小中連携教育の推進	
⑱ 一校一研究の推進	⑲ 部活動等の充実

2	学校・家庭・地域の連携強化	57
	(1) 開かれた学校づくりの推進	57
	⑳ コミュニティ・スクールの推進	
	㉑ 一斉学校公開の実施	
	㉒ 学校支援地域本部の設置	
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	59
	㉓ 放課後子供教室の推進	
	㉔ 家庭教育の支援	
	㉕ 児童・生徒の安全確保	
3	教育の質の向上と教育環境の整備	63
	(1) 教職員の資質の向上	63
	㉖ 教職員研修・研究の充実	
	㉗ 授業改善の推進	
	(2) 学校経営力の充実	66
	㉘ 人材育成の推進	
	㉙ 学校評価の充実	
	(3) 教育環境の整備	68
	㉚ 学校施設・設備の整備	
	㉛ 教育機器・教材の整備	
	㉜ 学校ICT環境の整備	
	㉝ 学校規模適正化の推進	
	㉞ 通学区域と2学期制・中学校学校選択制の展開	
	㉟ 学校給食の充実	
	㊱ 奨学金制度の推進	
4	自己実現を目指す生涯学習の推進	73
	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	73
	㉟ 生涯学習の推進	
	㊲ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実	
	㊳ 生涯学習施設・設備の整備	
	㊴ 図書館運営の充実	
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	77
	㊵ スポーツの推進	
	㊶ スポーツ施設・設備の整備	
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	79
	㊷ 文化財の調査、保護・活用	
	(4) 青少年の健全育成	80
	㊸ 青少年活動の推進	
	㊹ 地域との連携強化	
	㊺ 指導・相談・支援体制の充実	
第4章 計画の推進		83
1	点検・評価の実施	85
2	数値目標	85
資料		89
1	武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	91
2	武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	93
3	武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会部会員名簿	94
4	武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱	95
5	武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿	96
6	策定経過	97
7	武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）	98
8	パブリックコメント等	102
9	用語解説	103

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間



1 計画策定の背景と趣旨

近年、急速に進む少子高齢化や高度情報化、環境問題の深刻化など、社会情勢は大きく変化しており、また、地域では、コミュニティの希薄化が進行しています。

一方、学校教育においては、子供たちの学力や学習意欲、体力・運動能力の低下など、教育を取り巻く課題が指摘されています。

こうした中、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、達成すべき教育の目標として「知・徳・体の調和」「自主・自立の精神」「公共の精神」「生命や自然の尊重」「伝統と文化の尊重」を掲げるほか、新たに「家庭教育の責務」として、保護者が子供の教育について第一義的責任を有することなど、新しい時代の教育の理念などが明確に示されました。

この改正教育基本法に基づき、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定し、東京都においても、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、これを東京都における教育振興基本計画と位置付けました。

本市教育委員会では、これまでも平成19年3月に「第2次武蔵村山市教育推進プラン（平成19年度～平成23年度）」を策定し、教育行政に関する施策を展開してきましたが、先の改正教育基本法の趣旨及び「第2次武蔵村山市教育推進プラン」の計画期間が平成23年度をもって満了することから、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、教育行政に関して中長期的な視点から、今後5年間に取り組むべき施策の体系をより明確にし、それらを更に着実に推進していくために、具体的施策を示す教育振興基本計画を策定しました。

【改正 教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「教育振興基本計画」及び「東京都教育ビジョン（第2次）」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。

また、本計画は、平成23年2月策定の「武蔵村山市第四次長期総合計画」に示す本市の将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するための学校教育分野及び生涯学習分野における計画であり、本市の教育関連計画においては、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置付けられます。

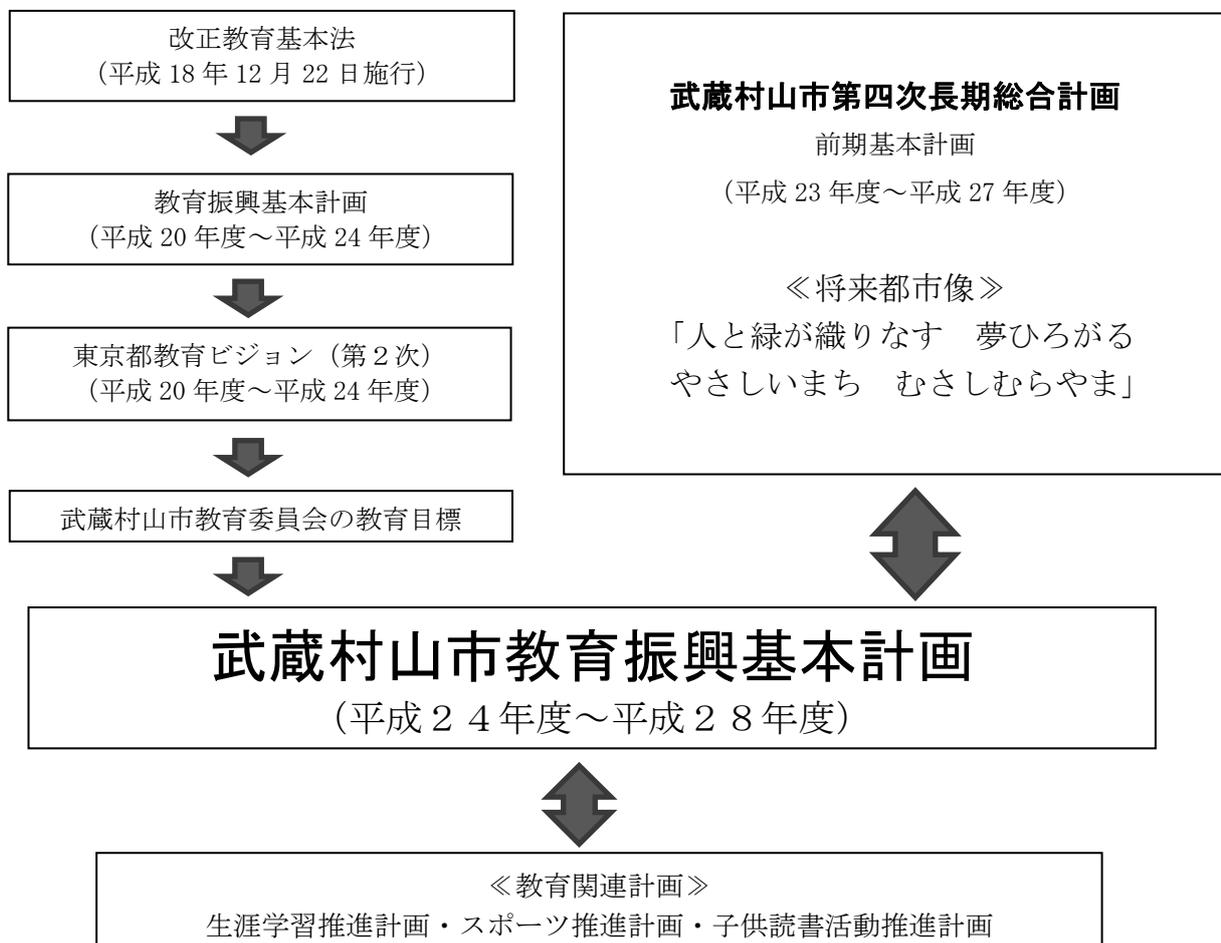
教育委員会は、本計画に基づき、計画的に主要施策、主要事業の実現に取り組みます。

なお、本計画は、国や東京都における施策の見直し等があった場合は、必要に応じ見直しを行います。

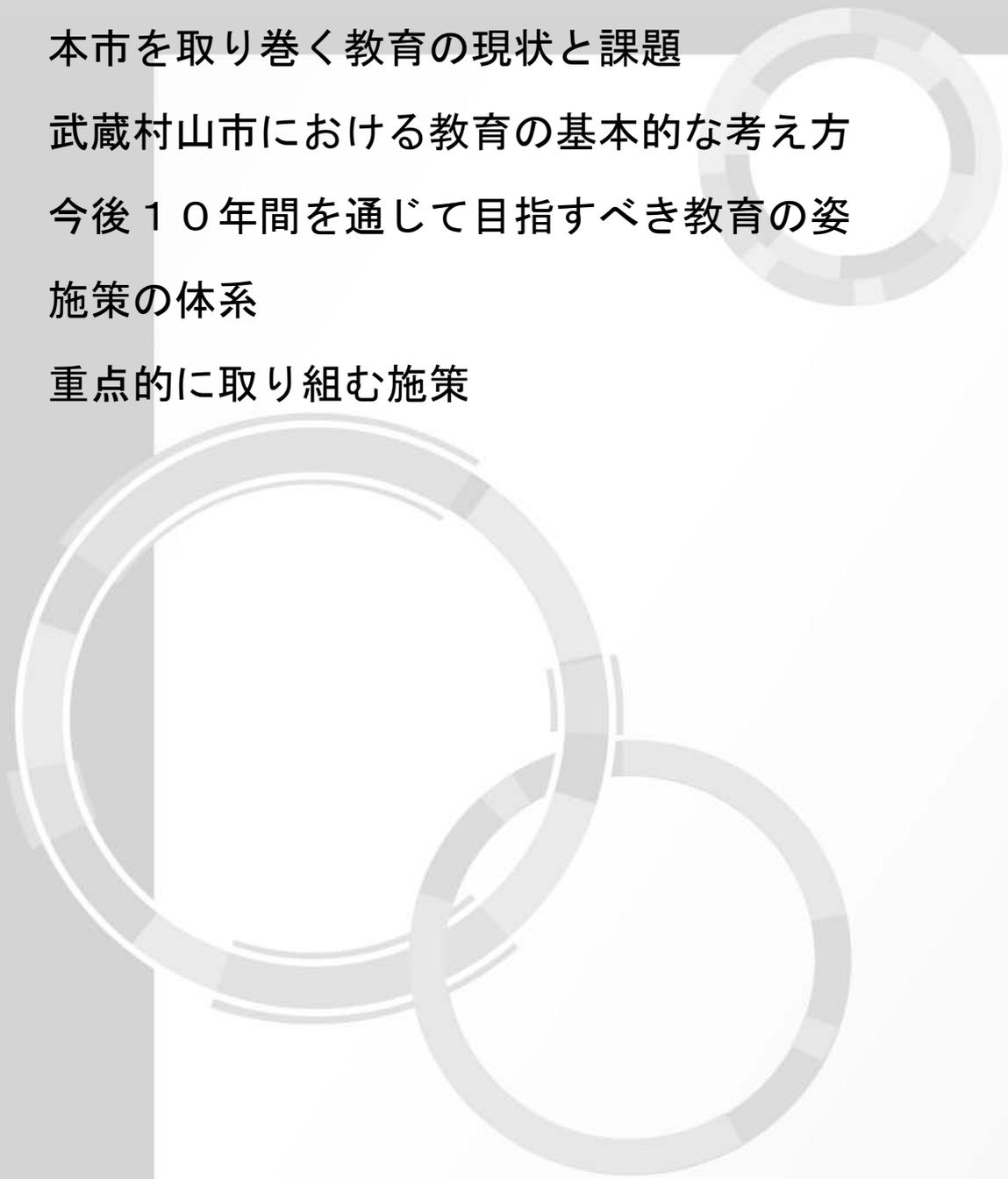
3 計画の期間

本計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とします。

<計画の位置付け>



第2章 計画の施策展開の方向

- 1 国及び東京都の教育振興基本計画
 - 2 本市を取り巻く教育の現状と課題
 - 3 武蔵村山市における教育の基本的な考え方
 - 4 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
 - 5 施策の体系
 - 6 重点的に取り組む施策
- 
- A decorative graphic consisting of several overlapping circles of varying shades of gray, positioned on the right side of the page. The circles are arranged in a way that they appear to be interconnected, with some overlapping others. The background of the page features a vertical gray bar on the left and a light gray diagonal gradient on the right.

1 国及び東京都の教育振興基本計画

国においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、次の2つの大きな教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要であるとしています。

(1) 義務教育修了までに、すべての子供に、自立して社会で生きていく基礎を育てる

- 公教育の質を高め、信頼を確立する
- 社会全体で子供を育てる

(2) 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

- 高等学校や大学等における教育の質を保証する
- 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学の国際化を推進する

また、東京都においては、平成16年4月策定の「東京都教育ビジョン」の成果や平成18年12月策定の「10年後の東京」の基本的な考えを踏まえ、平成20年5月に「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、これを東京都における「教育振興基本計画」と位置付け、東京都が目指すこれからの教育として、次の2点を掲げ、教育行政に取り組んでいくこととしています。

(1) 社会全体で子供の教育に取り組む

- 家庭・学校・地域・社会の連携の強化
- 外部人材の積極的な活用

(2) 「生きる力」を育む教育を推進する

- 次代を切り拓く力の育成
- 「確かな学力」の育成

2 本市を取り巻く教育の現状と課題

本市を取り巻く教育の現状と課題を、次のとおり7項目に整理しました。

(1) 確かな学力と社会の変化に対応できる力を育む教育について

本市では、児童・生徒一人一人に確かな学力の定着を図るため、毎年度、学校ごとに「授業改善推進プラン」を策定し、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指した教育を進めてきました。また、子供や保護者による「授業評価」を計画的に実施し、その結果を授業改善に生かしてきました。

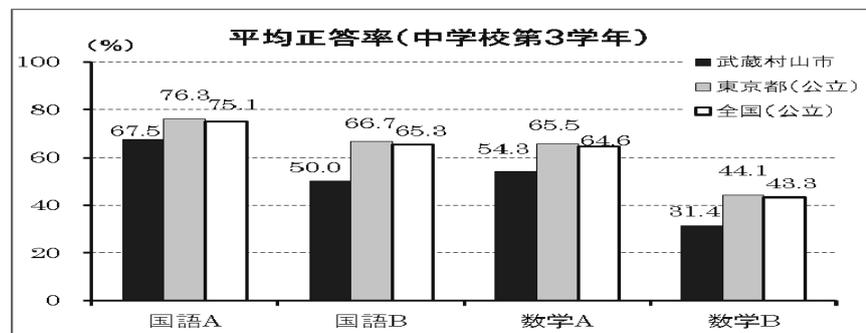
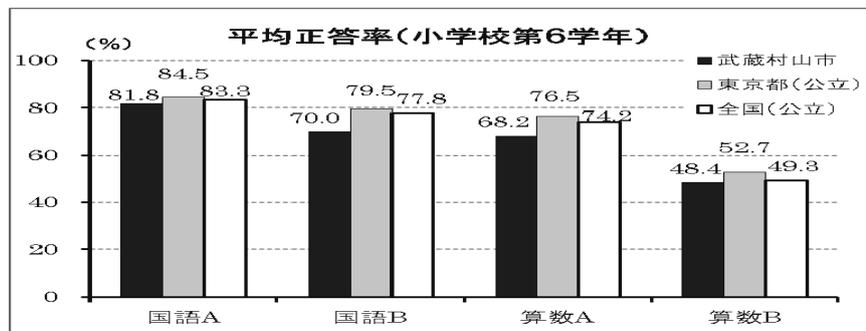
今後も、児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着を図るため、学校、家庭及び地域との連携を図りながら、成果と課題を明らかにし、指導方法の工夫や授業改善を進めていく必要があります。

特に、子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中、そうした変化に柔軟に対応していくため、今後も生きる力を育成していく必要があります。

また、子供たちが、将来の生き方について、目的意識をもち主体的に選択できるよう、教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育が求められています。

さらに、特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細かな教育的支援が求められています。

図 平成22年度 全国学力・学習状況調査



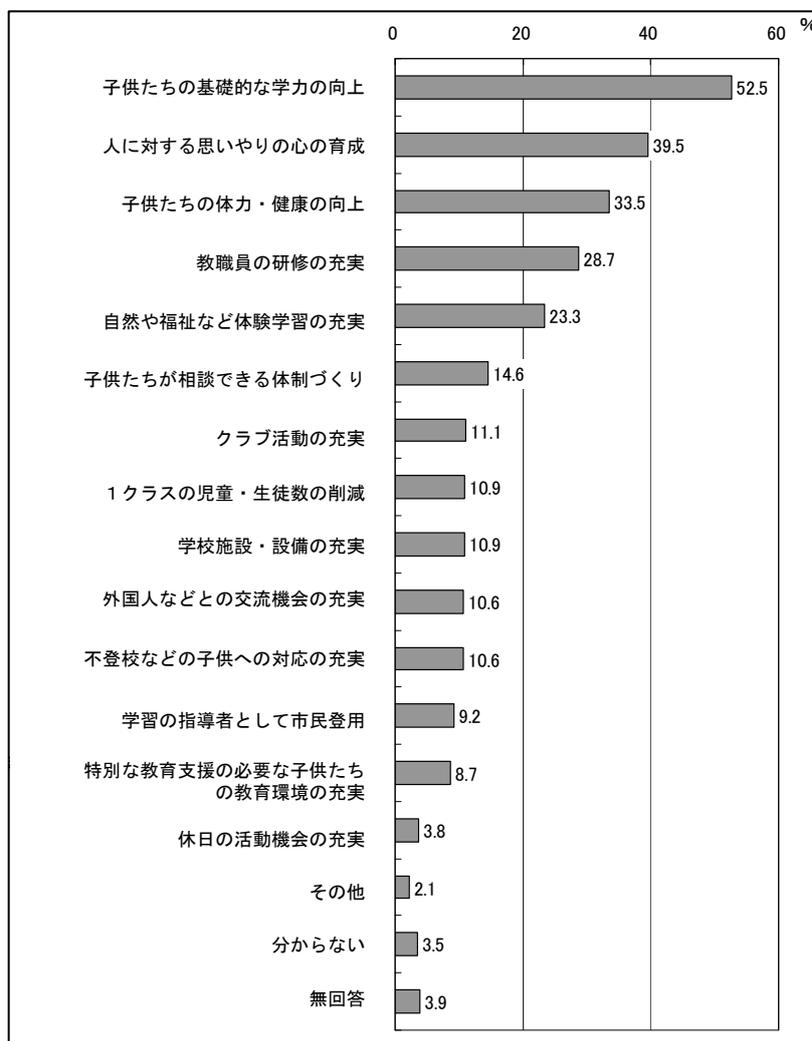
※ Aは、主として「知識」に関する問題、Bは、主として「活用」に関する問題である。

教育指導課 資料

図 平成21年度 市民意識調査

(17) 教育

問27 子供たちの教育をより一層充実するためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(3つまで回答)



企画政策課 資料

(2) 心身の健康について

本市では、子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校における道徳教育の充実を図るため、平成10年度から毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施してきました。

また、子供たちの道徳性や人間性を育てていくため、小学校では「稲作体験」や「移動教室」、中学校では「職場体験」や「修学旅行」など、子供たちの発達段階に応じた体験活動を充実するほか、心の教育推進委員会の提言「5つの目標、7つの実践」の達成に向け、学校、家庭及び地域が連携して心の教育を推進してきました。

今後も、子供たちの規範意識の低下や人間関係の希薄化が課題となっている中、基本的な生活習慣を身に付けさせ、公共の精神を尊び、一人一人の人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む「心の教育」を一層充実していく必要があります。

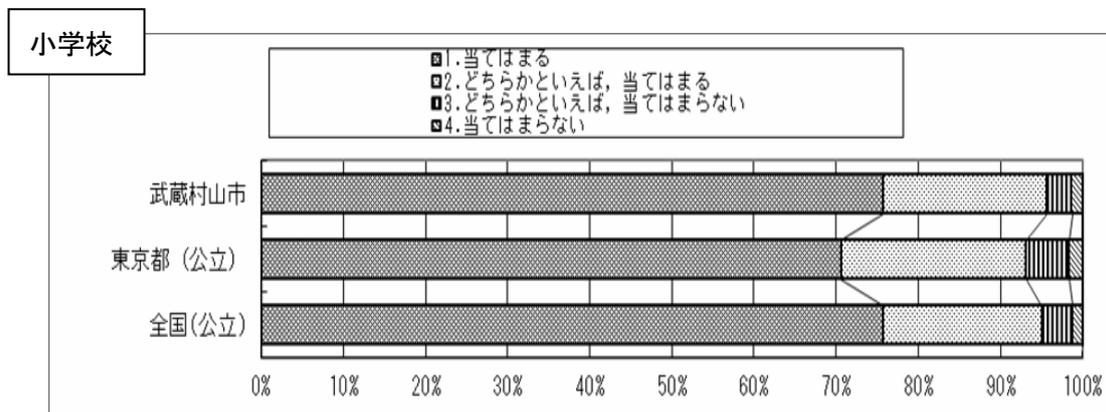
また、いじめは絶対に許されないことを児童・生徒一人一人に徹底し、引き続き指導するとともに、児童・生徒の実態を的確に把握し、毅然とした粘り強い指導を学校全体で組織的に行う必要があります。不登校については、スクールカウンセラー、教育相談室、適応指導教室及びスクールソーシャルワーカーなどの関係機関等と連携を図り、その解消に努めていく必要があります。

一方、健康・体力の面では、体育の時間をはじめ、教育活動全般を通じて、児童・生徒の体力向上に向けた指導法の工夫・改善に取り組むとともに、体力向上推進委員会のもと、体力テストを実施し、児童・生徒の体力や運動能力に関する実態調査・調査結果の分析を行ってきました。

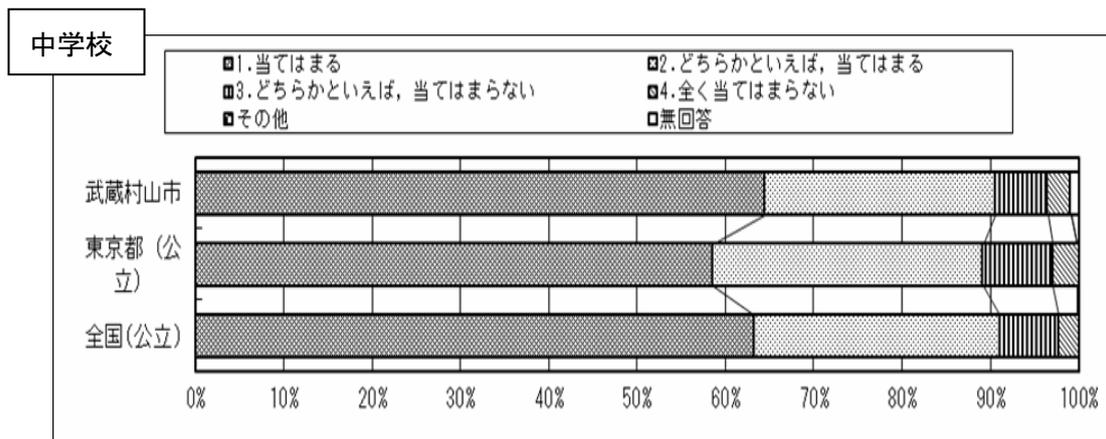
今後も、家庭と連携し、子供たちの心の健康や食生活の乱れなど多様化する健康課題への対応などが求められているとともに、生活環境の変化に伴い、子供たちの体力が低下している傾向が見られることから、その改善が課題となっています。

図 平成22年度 全国学力・学習状況調査

問 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。



問 いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。



教育指導課 資料

(3) 学校・家庭・地域との連携について

核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などにより、家庭・地域の教育力の低下が指摘されています。

このような中、本市では、学校における学習活動、安全確保及び教育環境の整備などについて、保護者・地域住民などのボランティアによる活動が組織化され、「地域の子供は地域で育てる取組」を推進してきました。

今後も、未来を担う子供たちの健全育成のために、社会全体で教育に取り組む機運を高め、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に代表される、学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりを推進していく必要があります。

また、子供の教育については、第一義的には家庭教育の重要性を再認識し、保護者の自主性を尊重しつつ、学習機会や情報の提供などの支援を行う必要があります。

(4) 学校教育について

特色のある学校づくりを推進するとともに、授業改善を図るため、国や東京都、市の指定を受けて行われる「一校一研究」を実施し、校内研究の支援を行ってきました。

また、市内全教員を対象に毎年教科ごとに授業を公開し、教員が相互に授業実践について協議できるよう「授業実践交流会」を開催するほか、教員研修を充実するなど、教員の能力開発や指導力の向上に取り組んできました。

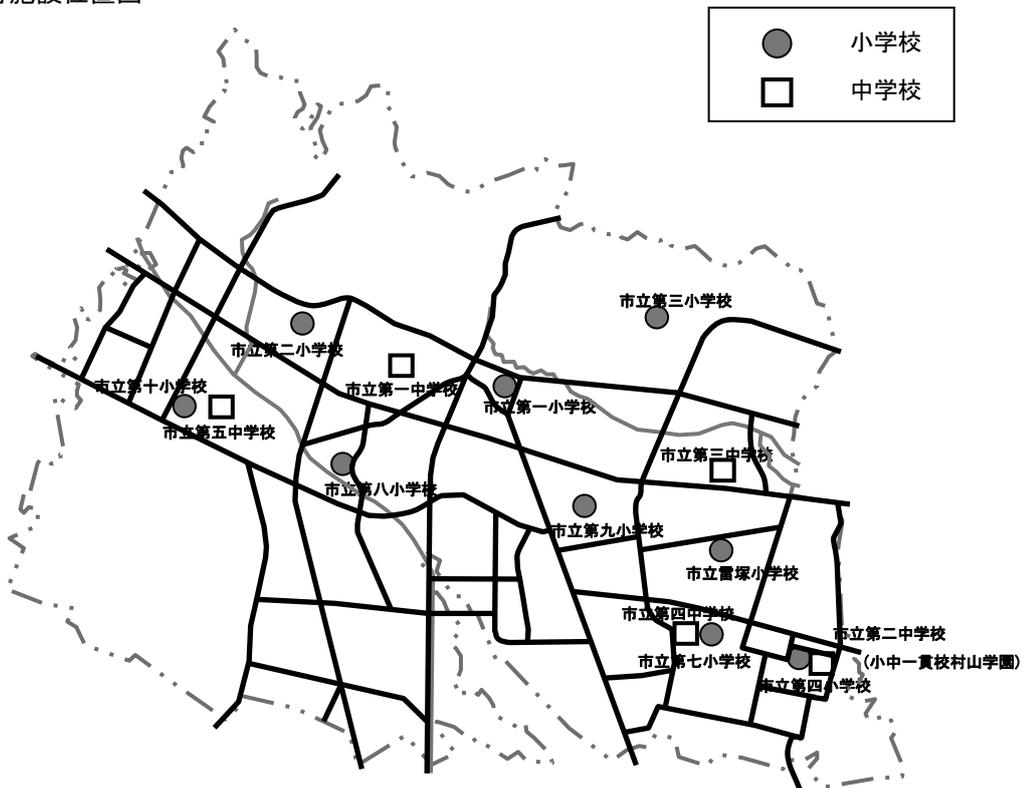
今後も、教員の人材育成を確実にいき、学校の教育力を維持・向上させるとともに、学校運営の改善や諸課題を解決するため、学校評価の実施・公表、校内の組織力の強化などを行う必要があります。

一方、教育施設の面では、これまでも老朽化した学校施設・設備の改修整備を進めるとともに、新たな教育内容の変化などに対応した施設整備を進めてきました。特に、児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時の避難所としての機能を高めるため、平成23年度までに市内全校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を終了し、耐震化率は100%となっています。

今後も、児童・生徒が安全に学校生活を送れるよう、学校施設・設備の整備を計画的に推進する必要があります。また、情報化の進展など時代の変化に伴う様々な教育課題に対応するため、学校ICT環境の整備・充実を図る必要があります。

このほか、地域の実態に応じた学校規模の適正化を図り、地域の特性を生かした教育活動を展開することが課題となっているとともに、経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、その負担を軽減するための支援を行うことが求められています。

図 学校教育施設位置図



教育総務課 資料

(5) 生涯学習について

平成23年3月に「武蔵村山市第三次生涯学習推進計画」を策定し、市民の生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するため、推進体制の整備や出前講座の充実、学習機会の拡充や場の提供などについての施策を推進してきました。

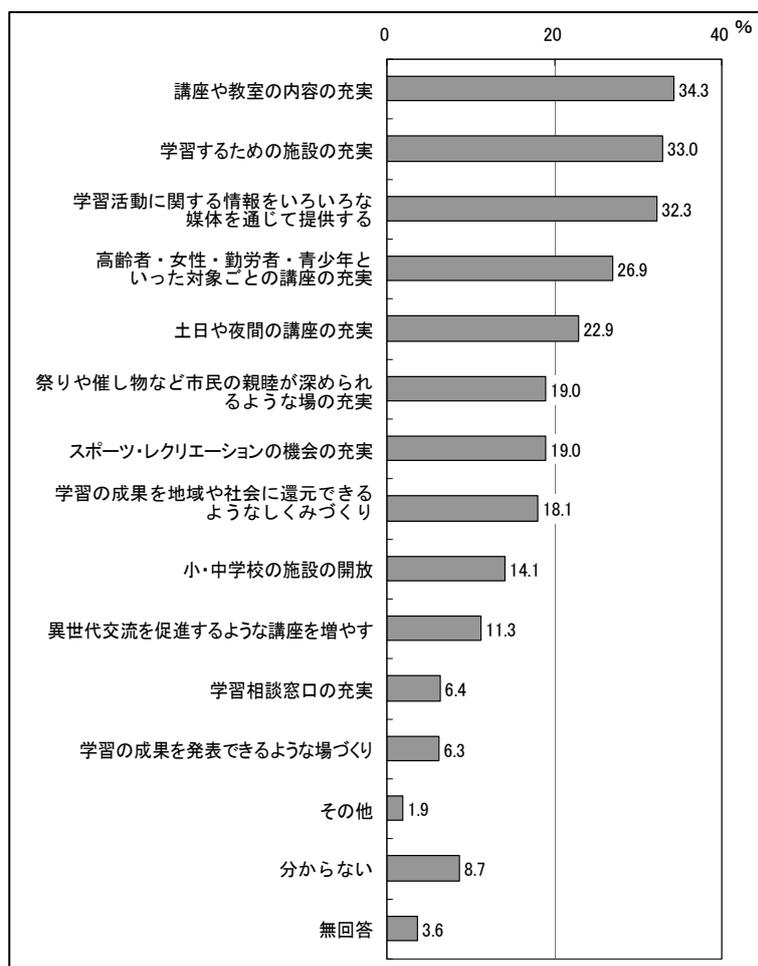
市内にある地区会館、公民館、図書館及び市民会館（さくらホール）などの施設を生涯学習を実践する中心的な教育機関として位置付け、市民の生涯学習活動の場として、あるいは生涯学習情報の提供の場として運営しています。今後は、市民の様々なニーズに応えるため、引き続き、学習施設や講座内容などを充実するとともに、生涯学習情報の提供や施設等の利用しやすいシステムの構築、各種団体などへの支援を行っていくことが必要です。

また、図書館では、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、読書活動の推進に努めてきました。今後も子供の読書活動を一層推進するため、子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、子供読書活動に関する施策を推進していく必要があります。

図 平成21年度 市民意識調査

(16) 生涯学習

問26 あなたは、生涯学習をより一層充実させるためには、市はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(3つまで回答)



企画政策課 資料

(6) スポーツ・レクリエーション活動について

余暇時間の拡大などによるライフスタイルの変化に伴い、健康・体力づくりに対する関心とともに、スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは多様化しています。

本市では、総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりの推進に努めてきました。

平成25年には、第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」が開催され、本市でも少年男子・少年女子のハンドボール競技が決定しており、さらに市民のスポーツ・レクリエーションの機運は一層高まってくることが予想されます。

今後も、市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供に努めていく必要があります。特に、地域の住民が自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の設立を推進していく必要があります。

また、これらスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成など、地域に根差した生涯スポーツの推進体制を確立していくことが求められています。

表 体育施設使用状況

施設名		利用状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
総合運動公園運動場	第1	1,207回	1,308回	1,171回
	第2	862	1,034	1,040
	第3	556	538	443
野山北公園運動場		259	419	589
雷塚公園野球場		1,143	992	1,139
大南公園野球場		965	1,143	1,284
雷塚公園庭球場		1,044	1,187	1,243
大南公園庭球場		2,554	2,610	2,607
大南公園野球場(夜間)		158	131	0
野山北公園プール		8,659人	8,158人	9,777人
大南公園プール		3,231	2,718	2,324

※ 利用は、1日1回(2時間)を限度とする。(プールは除く。)

※ 平成22年度「大南公園野球場(夜間)」の利用状況「0」は、大南公園野球場夜間照明改修工事により、施設の貸出しを休止していたためである。

生涯学習スポーツ課 資料

表 スポーツ・レクリエーション活動各種大会の児童・生徒参加状況

大会名	参加状況					
	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
少年野球大会	315人		325人		290人	
少年少女サッカー大会	340	198	348	215	448	226
少年少女ドッジボール大会	595	417	700	523	710	579
村山っ子相撲大会	100	41	83	65	126	82

※ 少年野球大会は、男女混合チームでの参加のため、男女別の参加状況は集計していない。

生涯学習スポーツ課 資料

(7) 文化財の保護・保存、活用について

歴史民俗資料館を拠点として、文化財に関する調査・研究や展示、各種講座・教室事業などを行うとともに、文化財の保護・保存、活用に努めてきました。

これら市民にとって貴重な文化財は、都市開発の進行とともに失われつつあることから、市の財産である歴史・伝統を未来に受け継いでいくため、引き続き市民文化・伝統文化・文化財などを保存・継承していく必要があります。

表 都及び市指定文化財等一覧

指定種類	名称	所在地	所有者又は保持者等	指定年月	
都指定 無形文化財	村山大島紬	本町二丁目	村山織物協同組合	昭和42年3月	
都指定無形 民俗文化財	双盤念仏(薬師念仏 <small>かお</small> 鉦はり)	三ツ木三丁目	薬師念仏 <small>かお</small> 鉦はり保存会	平成3年3月	
市指定 有形文化財	眞福寺梵鐘	中藤一丁目	眞福寺	昭和51年4月	
	眞福寺格天井花鳥画				
	指田日記	中央三丁目	指田和明	昭和51年4月 平成15年6月	
市指定有形 民俗文化財	細田山庚申塔	三ツ木三丁目	慈眼寺	昭和51年4月	
	大日堂庚申塔	神明三丁目	藤野千司		
市指定史跡	三本榎	榎三丁目	武蔵村山市		
市指定旧跡	地頭大河内氏墓	本町三丁目	長園寺		
市指定無形 民俗文化財	三ツ木天王様祇園ばやし	三ツ木五丁目	三ツ木天王様祇園ばやし保存会		
	重松囃子	中央三丁目	萩赤重松囃子保存会		
	横中馬獅子舞	本町三丁目	横中馬獅子舞保存会		
市指定有形 民俗文化財	神明ヶ谷戸大日堂の大日如来像	神明三丁目	藤野千司		平成7年12月
	堂山墓地の如意輪観音像	神明二丁目	眞福寺		
	原山の馬頭観世音菩薩	中央二丁目	指田昌良		
市指定 有形文化財	萩ノ尾薬師堂の宝篋印塔	中央三丁目	萩ノ尾薬師堂		
市指定有形 民俗文化財	猿久保尾根の庚申塔	岸三丁目	禅昌寺		
市指定 有形文化財	村山織物協同組合事務所	本町二丁目	村山織物協同組合	平成13年12月	
市指定無形 民俗文化財	谷津仙元神社富士講	中藤三丁目	仙元神社富士講谷津講社		
市指定 有形文化財	屋敷山遺跡出土人面裝飾付土器	本町五丁目	武蔵村山市	平成15年6月	
	屋敷山遺跡出土中世常滑窯大甕				
市指定旧跡	東京陸軍少年飛行兵学校跡地	大南三丁目	武蔵村山市	平成19年7月	
			禅昌寺		

生涯学習スポーツ課 資料

3 武蔵村山市における教育の基本的な考え方

本計画は、武蔵村山市の教育について、おおむね10年先を見通した基本理念を次のように定め、教育施策を推進します。

(1) 基本理念

人と人との絆で 未来を拓く^{ひら} 学び支え合うまち むさしむらやま

○人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

○未来を拓く^{ひら}

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

○学び支え合うまち むさしむらやま

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

(2) 教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の本質を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の本質に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の本質に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

(3) 基本方針**基本方針 1****生きる力を育む教育の推進**

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちが、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができる教育を推進する。

基本方針 2**学校・家庭・地域の連携強化**

我が国と郷土の未来を切り拓くために行われる子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携を強化することが求められる。

そのために、開かれた学校づくりを推進するとともに、社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本方針 3**教育の質の向上と教育環境の整備**

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるために、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進するとともに、諸制度の充実を図る。

基本方針 4**自己実現を目指す生涯学習の推進**

あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることができる多様な学習機会の充実を図る。

4 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

狭山丘陵に抱かれた武蔵村山市は、水と緑、豊かな自然という人々が生きていく上で、最適な自然環境があります。この恵まれた自然環境が、古くから人々の営みを支え、今に至る長い風土や歴史を培ってきました。こうした人と自然と歴史の調和の中で、武蔵村山市は発展してきました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、高度情報化や国際化の進展などにより、社会環境が大きく変化しています。

このような急激な社会環境の変化の中にあっても、私たちは、先人から受け継いだ自然や伝統、文化を次代へ引き継いでいくとともに、市民の誰もが安全・安心な暮らしと未来に発展するまちを創造していく必要があります。

教育とは、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものです。同時に、教育とは、社会の形成者たる市民を育成するという使命を担うものです。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものであると考えます。

次世代の社会を担う子供たちをどう育てていくのか、どう育ててほしいのか、豊かな人間性や創造性をもつ子供たちを育成していくのは大人の責任であり、今こそ、学校・家庭・地域が共に連携し、社会全体で子供たちを育てていくことが必要であると考えます。

子供たちが学校に通うことが楽しいと思え、人やふるさと・自然を愛し、大人になっても郷土「武蔵村山市」に誇りと愛着がもて、子供たちが将来にわたり大きく羽ばたいていくことのできる教育が必要です。

教育委員会では、学校教育の充実を図るとともに、子供たちが「生きる力」を育み、学校、家庭及び地域の相互の連携と協働により、市民一人一人が夢や希望をもち、いきいきと学んでいくことができることが大切であり、また、個人が自主的に社会に参画し、相互に支え合い、共に学び合えるような教育を目指していきたいと考えます。

ここに、基本理念及び教育目標などを踏まえ、今後10年間を通じて目指す武蔵村山市の教育の姿を3つの視点で描きました。そして、これらを具現化するための施策の体系、重点的に取り組む施策、今後5年間で取り組むべき基本施策などを整理し、武蔵村山市の教育施策全体の姿を示します。

視点1 生きる力を育む教育

平成20年3月改訂の学習指導要領では、子供たちの「生きる力」を育むという理念が一層明確に示されています。

子供たちを取り巻く社会環境が急激に変化する中、これからの知識基盤社会の時代においては、個性を尊重するとともに能力を伸ばし、「生きる力」の構成要素である、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことがますます重要であると考えられています。

このため、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって、社会で自立していくための基礎となる「生きる力」を育み、一人一人の子供の健やかな成長を支援します。

【施策展開の方向】

1 生きる力を育む教育の推進

【基本施策】

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) 学力向上策の推進
- (3) 健康な身体や体力を育む教育の推進
- (4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進
- (5) 個に応じた支援と指導の充実
- (6) 特色ある学校づくりの推進

視点2 相互の絆を育む教育

昨今の様々な教育課題を解決するためには、学校、家庭及び地域など、社会全体が連携・協力して一体となって取り組むことが必要であり、社会全体で連携・協力して教育に取り組むことは、地域学習や体験活動の充実など教育の質を向上させることにもつながります。

次世代の人づくりやより良い社会づくりのためには、市民一人一人が教育に対する関心を高め、主体的に教育に参画し、相互の絆を育むことが重要です。

このため、学校、家庭及び地域が相互に連携・協力して子供たちの健やかな成長を支援していくため、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、武蔵村山市の地域特性を活かし、地域資源を活用した、より一層魅力ある学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上を図るとともに、子供たちの教育環境を整備・充実し、質の高い学校教育を目指します。

【施策展開の方向】

2 学校・家庭・地域の連携強化

【基本施策】

- (1) 開かれた学校づくりの推進
- (2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築

【施策展開の方向】

3 教育の質の向上と教育環境の整備

【基本施策】

- (1) 教職員の資質の向上
- (2) 学校経営力の充実
- (3) 教育環境の整備

視点3 誰もが喜びを感じられる教育

多くの市民が自発的意思に基づいて、いつでも、どこでも、自由に学べる環境を整え、誰もが生涯にわたって自己実現が可能な社会を目指し、生きる喜びを感じられるようにすることが重要です。

このため、誰もがいきいきと暮らすことができ、生涯にわたり学ぶことができる環境を整備するとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動に親しむ機会を充実させ、一人一人が夢や生きがいをもてるよう支援します。

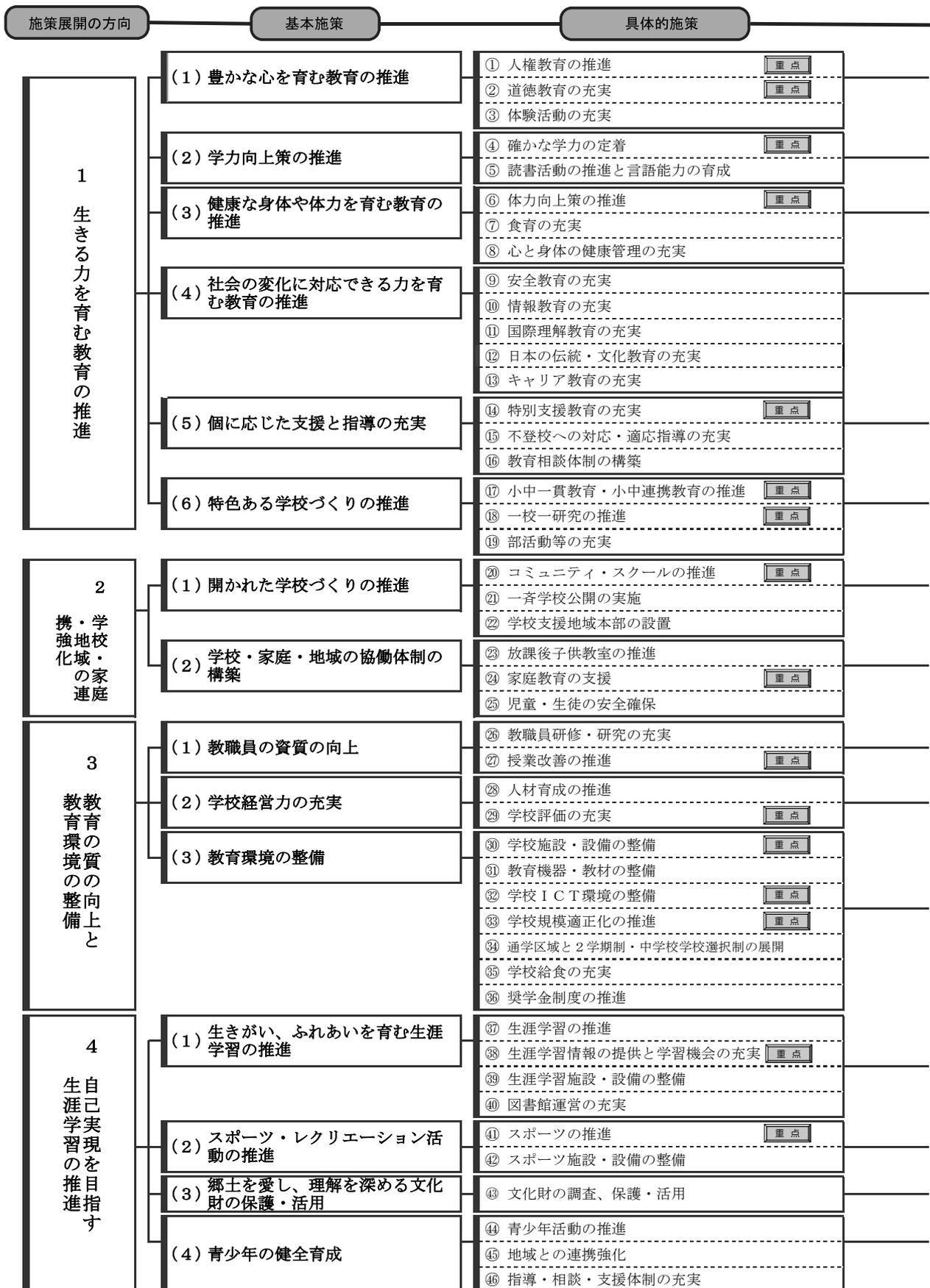
【施策展開の方向】

4 自己実現を目指す生涯学習の推進

【基本施策】

- (1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用
- (4) 青少年の健全育成

5 施策の体系



主要施策・主要事業

<p>人権教育の推進、人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実</p> <p>道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実、各教科等における道徳教育の推進</p> <p>小学校での稲作体験の実施、小学校での移動教室の実施、小・中学校での生産体験の実施、中学校での移動教室・修学旅行の実施</p>
<p>学力調査の実施、授業改善推進プランの作成・活用、漢字検定の実施、個に応じた指導の実施（少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング）、教育ボランティアの派遣、小学校補助教員の派遣、中学校非常勤講師の派遣、健全育成支援員の配置</p> <p>朝の全校一斉朝読書の実践、読み聞かせの実践、学校図書館の利用促進、学校司書の配置と活用の推進</p>
<p>一校一取組・一学級一実践の推進、東京都統一体力テストの実施・分析、体力向上に向けた指導法の工夫・改善</p> <p>食育推進計画の推進</p> <p>定期健康診断・就学時健康診断の実施、保健指導の充実</p>
<p>学校安全計画の作成と安全指導の充実、避難訓練の実施、保護者・地域との連携による安全確保体制の確立、セーフティ教室の開催、地域安全マップの作成、スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導、交通安全教室・自転車安全教室の実施</p> <p>小・中学校コンピュータ等の活用の推進、情報活用能力の育成</p> <p>ALT（外国語指導助手）の派遣、小学校教育活動支援員の配置、帰国子女等指導助手の配置、国際姉妹校との連携、A E F A ワンコイン・スクールプロジェクトへの参加</p> <p>各教科等における日本の伝統・文化教育の推進、体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の実施、地域との連携による伝統・文化教育の推進</p> <p>キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進、中学校での職場体験活動の実施、教育ボランティアの活用</p>
<p>特別支援教育支援員の配置、巡回相談員の配置、特別支援教育研修の充実、就学支援シート作成・実施、個別的教育支援計画・個別指導計画の作成・実施、第三次特別支援教育推進計画の策定、特別支援教育推進組織の設置、交流及び共同学習の推進、個別学習室における個別指導の推進、通級指導学級における指導の充実、適応指導教室事業の充実、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣、「不登校カルテ」の作成と情報連携</p> <p>教育相談の充実、学校教育相談体制の確立、教育相談研修の実施</p>
<p>各小・中学校における小中一貫教育カリキュラムの活用、小中一貫教育の教育効果の検証、小中一貫教育の市民・保護者等に対する周知・啓発、幼保小中等連携の推進</p> <p>文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会事業等に係る指定校・推進校・奨励校等による校内研究の推進と予算の効果的な活用</p> <p>中学校における生徒の部活動加入の推進、部活動外部指導員の派遣</p>
<p>コミュニティ・スクールの推進、学校運営協議会発表会の実施、コミュニティ・スクール講演会の開催、学校評議員制度の活用</p> <p>一斉学校公開等の実施</p> <p>学校支援地域本部の設置</p>
<p>放課後子供教室の設置・推進</p> <p>「家庭の日」啓発事業の実施、家庭教育講座の実施、家庭教育の啓発資料の配布</p> <p>登下校時の安全見守りの推進、防犯パトロールの推進、学校施設の安全点検の徹底</p>
<p>指導力向上に向けた各種教職員研修の実施、校内研修の推進、授業実践交流会の実施、教育センターの機能強化、小中学校教育研究会への支援の充実</p> <p>授業改善推進プランの作成・活用【再掲】</p>
<p>O J T の推進、主幹教諭及び主任教諭の育成・活用、人事考課制度を活用した人材育成の推進</p> <p>学校経営方針の作成・推進、学校評価による経営改善の推進、学校関係者評価委員会の活用、P D C A サイクルの徹底</p>
<p>学校施設（校舎・体育館・プール等）・設備の改修、中学校武道場の整備、校庭芝生化の推進、普通教室の冷房化の推進、学校施設への太陽光パネルの設置</p> <p>教育機器・教材等の整備、高額備品等の整備</p> <p>教育用・教職員用コンピュータの整備、校内LANの整備、校務支援システムの導入、就学援助システムの改修</p> <p>学校規模等適正化基本方針の改訂、少人数学級編制への対応</p> <p>通学区域の再編、2学期制の実施、中学校学校選択制の実施</p> <p>学校給食の充実、小学校学校給食調理等業務の民間委託の検討、学校給食費会計の公平化・公正化</p> <p>奨学金制度の推進</p>
<p>第三次生涯学習推進計画の推進、指導者の育成と人材の活用、青少年リーダーの養成</p> <p>出前講座の充実、市民講座の実施、生涯学習ガイドブックの発行、学習情報提供システムの整備</p> <p>市民会館の整備、学習等供用施設の整備、生涯学習センター（仮称）整備の検討、市民会館の適正な管理運営</p> <p>第二次子供読書活動推進計画の推進、図書館の整備、図書館総合情報システムの推進、近隣市町と連携した図書館の相互利用の推進、学校図書館との連携</p>
<p>スポーツ推進計画の推進、地域スポーツの振興、総合型地域スポーツクラブ設立の支援、国民体育大会リハーサル大会の開催、国民体育大会の開催</p> <p>総合運動公園等の整備、総合体育館の適正な管理運営、体育施設の整備・充実、校庭・屋内運動場開放の推進</p>
<p>文化財の調査・研究、文化財の保護の充実、関係団体・人材の育成、歴史民俗資料館の整備・充実</p>
<p>青少年健全育成基本方針の推進、青少年育成団体への支援、青少年リーダーの養成【再掲】、屋外体験活動の充実、青少年の地域交流の推進</p> <p>青少年補導連絡会によるパトロール等の推進、青少年健全育成協力店指定制度の充実</p> <p>子供健全育成サポート事業の実施、スクールカウンセラーの配置【再掲】</p>

6 重点的に取り組む施策

施策の体系の4つの施策展開の方向に位置付けた具体的施策の中で、特に重点的に取り組む施策を重点施策とし、今後5年間で重点的・優先的に取り組んでいきます。

施策展開の方向	重点施策 (具体的施策のうち、特に重点的に取り組む施策)
1 生きる力を育む教育の推進	① 人権教育の推進 ② 道徳教育の充実 ④ 確かな学力の定着 ⑥ 体力向上策の推進 ⑭ 特別支援教育の充実 ⑰ 小中一貫教育・小中連携教育の推進 ⑱ 一校一研究の推進
2 学校・家庭・地域の連携強化	⑳ コミュニティ・スクールの推進 ㉔ 家庭教育の支援
3 教育の質の向上と教育環境の整備	㉗ 授業改善の推進 ㉙ 学校評価の充実 ㉚ 学校施設・設備の整備 ㉜ 学校ICT環境の整備 ㉝ 学校規模適正化の推進
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	㉟ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実 ㊱ スポーツの推進

主要施策・主要事業の表の見方

各主要施策・主要事業（35ページから82ページまでに記載）の表の見方については、次のとおりです。

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	① ○○○○○○○の推進 ② 【■■■■■課】	③ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○を推進します。	④⑥ 実施	⑤ ⇒⇒⇒	⑤ ⇒⇒⇒	④⑤⑥ 拡充	⑤ ⇒⇒⇒
			④ 検討	④⑥ 実施	⑤ ⇒⇒⇒	⑦ —	⑧

- ① 主要施策・主要事業名を記載しています。「○○の推進」という表記のほかに「○○の充実」や「○○の整備」「○○の実施」などの表記をしている場合もあります。
- ② 施策及び事業を行う担当課を記載しています。
- ③ 主要施策及び主要事業の概要について記載しています。
- ④ 具体的な施策・事業の推進レベルを記載しています。各年度の欄に「実施」「拡充」「検討」などを入れていきます。平成24年度以前から実施している施策・事業などの場合でも、本計画の初年度となる平成24年度は、「実施」「開催」などを入れていきます。
- ⑤ 「⇒⇒⇒」は、前年度と同様の事業量などを維持することを意味しています。なお、平成27年度「拡充」、平成28年度「⇒⇒⇒」などとあるものは、平成27年度に拡充したレベルを継続するという意味になります。
- ⑥ 各年度の欄に「実施」などと記載されているものについては、すべて予算が担保されているわけではありません。市の予算は、前年度に実施計画などに登載され、予算が市議会で審議され、議決を経て初めて決定されるものです。そのため、平成24年度～平成28年度の行動計画については、現時点では、今後5か年の教育施策の推進に向け、教育委員会が実施を要望していることを表しています。
- ⑦ 「—」については、その年度には施策・事業を行わないものです。
- ⑧ 「空欄」については、施策・事業の実施などが確定していないものです。（例えば、平成24年度：「検討」、平成25年度：「空欄」とあるものは、平成24年度の検討結果によって、平成25年度以降の施策・事業の推進レベルが確定することを意味しています。）

第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策

- 1 生きる力を育む教育の推進
- 2 学校・家庭・地域の連携強化
- 3 教育の質の向上と教育環境の整備
- 4 自己実現を目指す生涯学習の推進



1 生きる力を育む教育の推進

義務教育9年間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。

今日の急激な社会環境の変化の中で、将来にわたって児童・生徒一人一人が大きな夢をもち、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、児童・生徒の「生きる力」を育みます。

(1) 豊かな心を育む教育の推進

① 人権教育の推進

重点

学校・家庭・地域、関係学校間の連携のもとに、いじめは絶対に許されないことを子供たち一人一人に徹底して指導し、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進します。

② 道徳教育の充実

重点

子供たちが、自他の生命を尊重し、法やルールの意義やそれらを遵守することの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できるよう、学校・家庭・地域、関係学校間の連携のもと、道徳教育の充実、改善を図ります。

各学校における道徳の時間を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成します。

また、毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図ります。

③ 体験活動の充実

地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「稲作体験」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図ります。



道徳授業地区公開講座（雷塚小学校）



稲作体験
（第七小学校）



職場体験
（第四中学校）

武蔵村山市の児童・生徒の豊かな心の育成に向けて

豊かな
心

生きる力

健やかな
体

確かな
学力

「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

- 人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むため、人権教育及び心の教育を充実させ、権利と義務、自由と責任についての認識及び規範意識や、公共の精神に基づいた自立した個人を育てる。

道徳教育

- 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

《学校の取組》

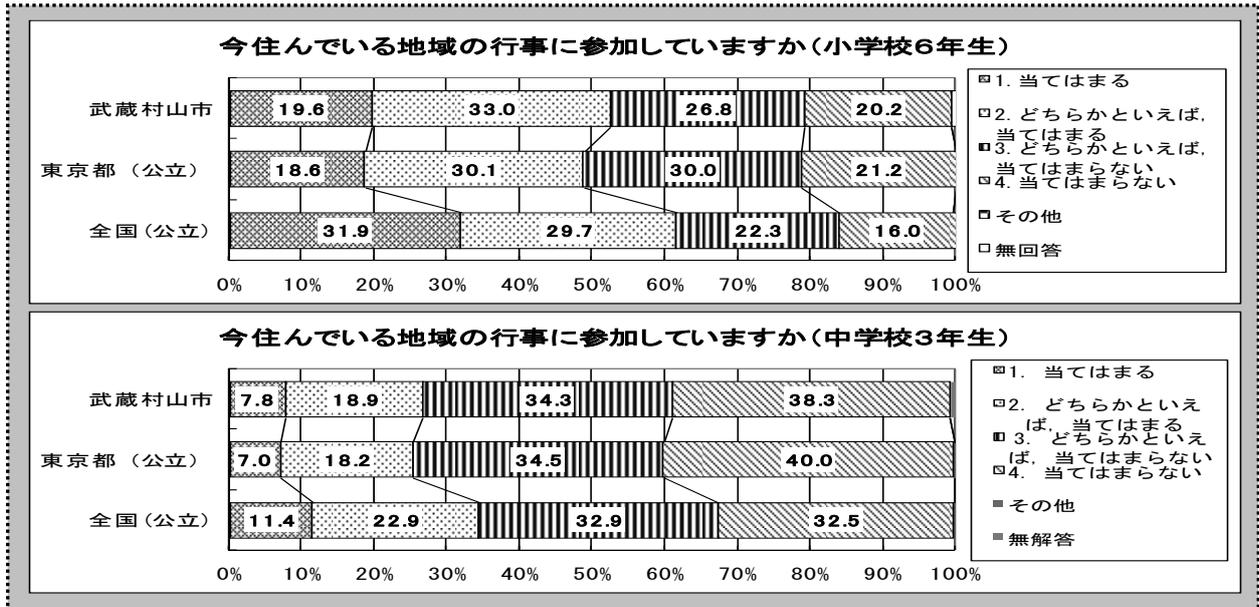
- 道徳授業地区公開講座の実施
- 年間計画に基づく道徳の授業を要とした、各教科等における道徳教育の充実
- 各校の実態に応じた年間計画に基づいた人権教育・キャリア教育の実施・充実
- 生活科及び総合的な学習の時間並びに移動教室・修学旅行等体験活動を通じた学習の充実
- 保護者・地域と連携した行事の実施

《家庭の取組》

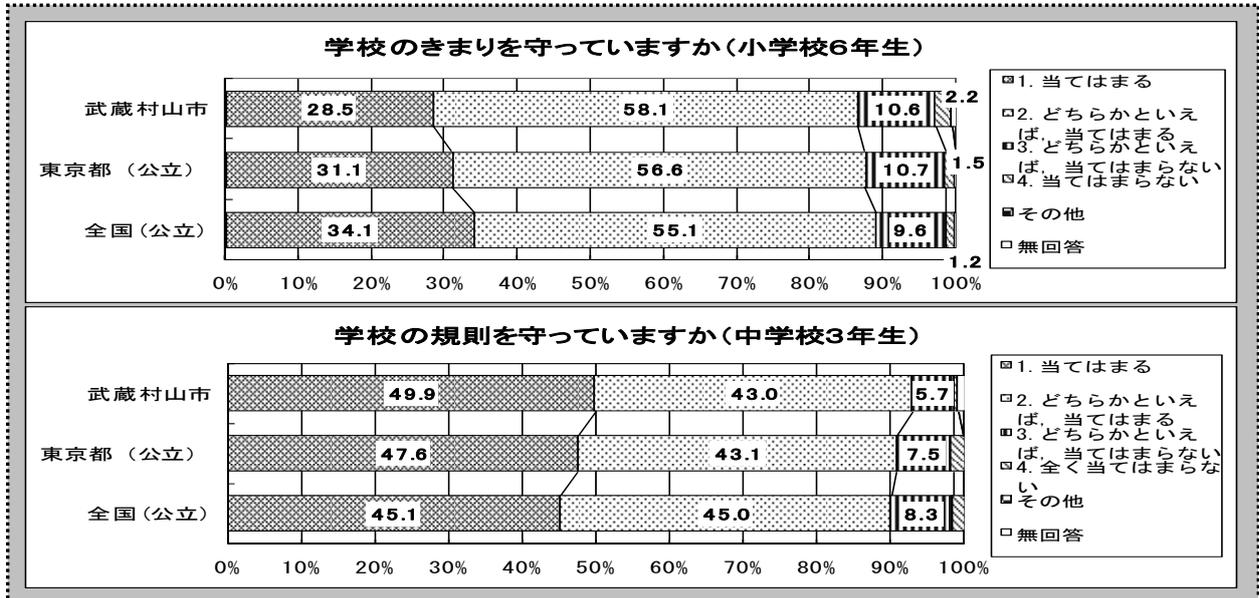
- 基本的な生活習慣の充実
- 子供と親の対話時間の確保
- 保護者と学校との連携
 - ・ 学校行事・地域行事への参加
 - ・ 災害時等における家庭ルールの構築（保護者会、学校だより、学年・学級通信などを通して）

《教育委員会の取組》

- 教職員研修会の実施・充実（道徳研修会・キャリア教育研修会 等）
- 人権教育推進委員会の実施
- 三市（武蔵村山市・東大和市・清瀬市）教職員宿泊研修会の実施
- 「生涯学習市民学園まつり」の推進
- 「放課後子供教室」の実施
- 「青少年健全育成協力店指定制度」の充実
- 野山北公園の水田を活用した全小学校における稲作体験学習の実施



豊かな心を育むためには、豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ることが大切である。平成22年度「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒質問紙における「地域行事への参加」を問う項目の回答では、小・中学校ともに東京都の割合を上回っているものの、全国と比較すると地域行事への参加度が低いことがうかがえる。



小学校段階で社会生活上のきまりを身に付けること、中学校段階で法やきまりの意義の理解を深められるよう配慮しなければならない。平成22年度「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒質問紙における「きまり・規則の遵守」を問う項目の回答では、小学生はきまりを守ることへの意識が相対的に低い傾向がうかがえる。

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
①	人権教育の推進 【教育指導課】	児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全教育活動を通じて人権教育を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人権教育全体計画の作成と人権諸課題に関する指導の充実 【教育指導課】	各学校において「人権教育全体計画」及び「人権教育年間指導計画」を作成するとともに、人権教育推進委員会を通して情報連携を行いながら、人権諸課題に関する計画的な指導を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
②	道徳授業及び道徳授業地区公開講座の充実 【教育指導課】	小・中学校における道徳の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	各教科等における道徳教育の推進 【教育指導課】	道徳教育推進教師を中心に、各学校において指導の重点項目を設定するとともに、学習指導要領に基づき、各教科等における道徳教育を推進します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③	小学校での稲作体験の実施 【教育指導課】	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による稲作体験を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校での移動教室の実施 【教育指導課】	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心やあきらめない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小・中学校での生産体験の実施 【教育指導課】	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校での移動教室・修学旅行の実施 【教育指導課】	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校で農業体験、スキー教室及び修学旅行を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



農業体験（第十小学校）



スキー教室（第五中学校）

(2) 学力向上策の推進

④ 確かな学力の定着

重点

児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、常に指導方法の工夫・改善に努めるとともに、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善を行い、個に応じた多様な教育を推進します。

また、各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて作成した「授業改善推進プラン」を見直し、授業の質的改善を図るとともに、小・中学校における教育ボランティア及び小学校における補助教員、中学校における非常勤講師等を有効に活用し、個に応じた指導を充実させ、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。

⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成

各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書及びボランティアなどが連携し、児童・生徒の読書活動を一層推進します。

また、学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図ります。



土曜八小塾（第八小学校）



ボランティアによる読み聞かせ（第十小学校）

平成23年度 武蔵村山市立第一小学校 学校図書館活用計画にかかわる全体計画

学校の教育目標 通んで学ぶ子 元気な子 ◎心の強い子 やさしい子		
目指す児童像 ◎図書館利用の活動を通して自ら学ぶ意欲をもつ子供 ◎多様な読書活動を通して、豊かな心と健やかな精神をもつ子供		
学校図書館活用の目標 ◎児童の読書意欲を醸成し、豊かな心情と幅広い知識を身に付ける。 ◎学び方指導を充実し、望ましい図書館の利用態度や技術を身に付ける。 ◎多様な資料から目的に応じた情報を選び課題解決を図り、情報活用能力を育成する。		
育成したい能力・主な活動名		
低学年	育成したい能力 <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の利用の仕方の基本的な知識・技能・態度を培う。 ・やさしい読み物に興味をもち、楽しんで読書しようとする。 各教科等の主な活動名 <ul style="list-style-type: none"> ・文学教材で学んだ作者の他の作品を読む。 ・生活科における調べ学習をする。 	
中学年	育成したい能力 <ul style="list-style-type: none"> ・進んで学校図書館を利用する態度を培い、楽しく資料や情報を集め、活用する。 ・色々な読み物に興味をもち、幅広く読書しようとする。 各教科等の主な活動名 <ul style="list-style-type: none"> ・文学教材で学んだ作者の他作品を読む。 ・総合的な学習の時間における調べ学習をする。 	
高学年	育成したい能力 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に学校図書館を利用する態度を培い、計画的に資料や情報を集め、適切に活用する。 ・適切な読み物を選び、読書を通して考えを広めたり深めたりしようとする。 各教科等の主な活動名 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史を学ぶ時に調べ学習をしたり伝記を読んだりする。 ・日光に関する調べ学習をする。・水田学習における事前の調べ学習をする。 ・文学教材で学んだ作者の他作品を読む。 ・方言の調べ学習をする。 	
学校司書との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・図書の日、本の読み聞かせや本の紹介 ・図書の整理 ・図書室の環境の整備 ・読書活動のデータの収集・分析 	校務分掌間の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・学年や教科で必要な資料や作品を紹介したり揃えたりする。 ・図誌、情報担当と連携し、調べ学習を多面的に行えるようにする。 	市立図書館との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・図書の日や図書日より活用を促す。 ・団体貸し出しを活用した調べ学習を行う。

学校図書館活用計画（第一小学校）

武蔵村山市の児童・生徒の学力向上に向けて

豊かな
心

健やかな
体

生きる力

**確かな
学力**

基礎的・基本的な

知識・技能

- 漢字の読み書きや四則計算をはじめとした、基礎的・基本的な知識・技能をバランスよく、確実に身に付けさせる。

思考力・判断力・表現力

- 今もっている知識や技能を生かして、目の前にある問題が解決できる力を身に付けさせる。

主体的に学習に取り組む態度

- 勉強をして分からないこと、興味・関心をもったことを自分で調べるなど、自ら進んで学習に取り組むことができる態度を身に付けさせる。

《学校の取組》

- 教育機器の活用や言語活動の充実等
- 習熟度別少人数学習指導
- 校内研究の充実「一校一研究」
- 読書活動の充実(朝読書・読み聞かせの実施)
- 補習、検定試験の実施
- 授業改善推進プランの作成
- 学校評価の実施
- 小中一貫教育・小中連携教育の推進

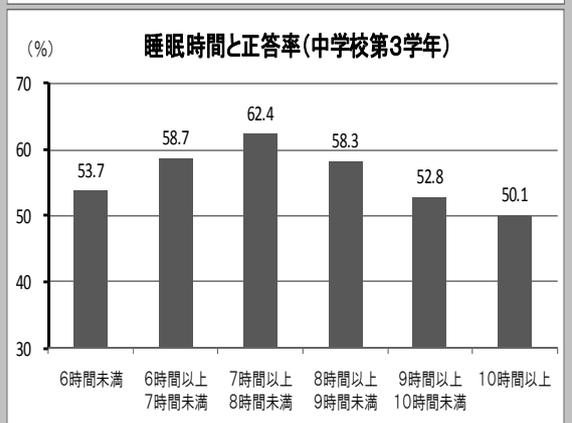
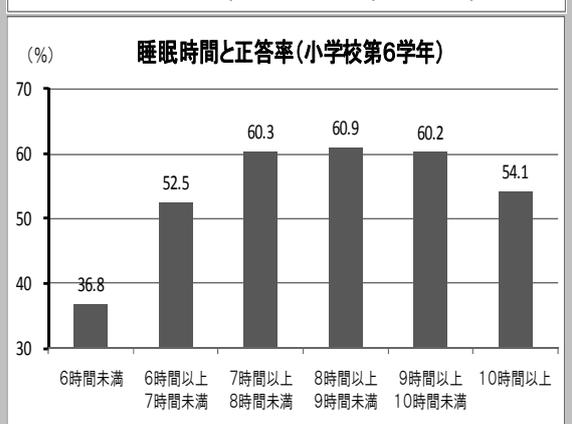
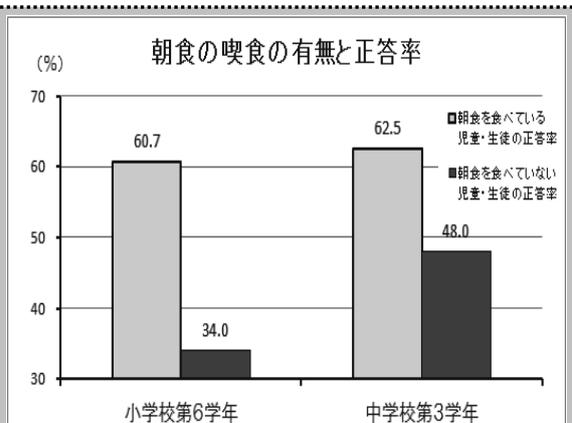
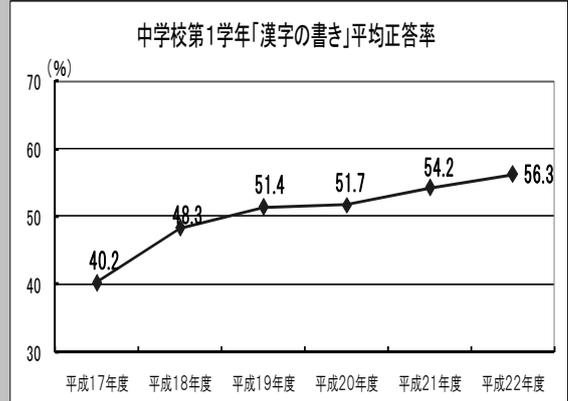
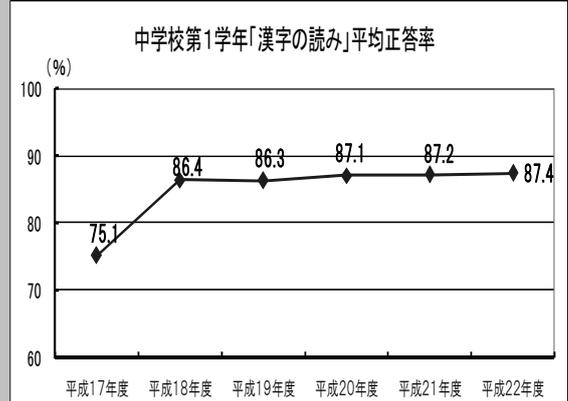
《家庭の取組》

- 基本的生活習慣の充実
- 子供と親の対話時間の確保
- 朝食の喫食
- 保護者と学校との連携
 - ・ 家庭学習の在り方
 - ・ 家庭学習の確認と評価(保護者会、学校だより、学年・学級通信などを通して)

《教育委員会の取組》

- 教育ボランティアの派遣
- 小学校補助教員の派遣
- ALTの派遣
- 漢字検定の実施
- 全小・中学校への学校図書館司書の配置
- 小・中学校授業実践交流会の実施
- 国、都、市による学力調査の実施と結果の検証
- 「レッツ・チャレンジ」の発行
- 中学校非常勤講師の派遣
- 教職員研修会の実施・充実
- 小中連携教育推進委員会
- 学力向上推進委員会

「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」の「漢字の読み書き」では、小学校第3学年及び中学校第1学年どちらも、平成17年度と比較して平均正答率が上昇している。しかし、「読み」と「書き」の平均正答率の差から、知識・技能に偏りがあることがうかがえる。基礎的・基本的な知識・技能をバランスよく、確実に身に付けていくことが大切である。



平成21年度の「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）による本市の児童・生徒の状況を分析した結果、朝食の喫食の有無と学力調査の平均正答率に大きな差が見られた。

また、睡眠時間と学力調査の平均正答率について分析した結果、適度な睡眠時間をとっている児童・生徒の平均正答率が高くなっている傾向が見られた。中学校では、7時間以上8時間未満の睡眠時間を確保している生徒の平均正答率が最も高く、その傾向が顕著に見られる。

これらのことから、学校と家庭が連携をするなどして、朝食の喫食を含めた基本的な生活習慣の充実を図っていくことが、本市の児童・生徒の学力向上を図る上で大切であると考えられる。

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
④	学力調査の実施 【教育指導課】	児童・生徒の学力向上を図るために、市内全小学校3年生と中学校1年生を対象に「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」を実施するとともに、文部科学省実施の「全国学力・学習状況調査」及び東京都教育委員会実施の「児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）」に参加し、成果を検証します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	授業改善推進プランの作成・活用 【教育指導課】	諸学力調査の結果等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	漢字検定の実施 【教育指導課】	小学校第3及び4学年、中学校第2又は3学年の児童・生徒が、漢字検定を受検することにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学力向上を図ります。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） 【教育指導課】	児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導を行い、学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による指導を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育ボランティアの派遣 【教育指導課】	全校を対象に教育ボランティアを派遣し、個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校補助教員の派遣 【教育政策課】	児童の指導上の課題解決に取り組み、特色ある学校づくりを推進するとともに、児童一人一人にきめ細かな指導を実現するため、小学校全校に補助教員を派遣します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校非常勤講師の派遣 【教育政策課】	生徒一人一人に習熟度等に応じたきめ細かな指導を実施するため、各中学校に非常勤講師を派遣します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	健全育成支援員の配置 【教育指導課】	教育特別相談員を増員し、生活指導に特化した健全育成担当として重点校に配置します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑤	朝の全校一斉朝読書の実践 【教育指導課】	市内全校で朝読書を実施し、言語力の向上を図るとともに、豊かな感性や思いやりの心を育みます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	読み聞かせの実践 【教育指導課】	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高めます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校図書館の利用促進 【教育指導課】	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑤	学校司書の配置と活用の推進 【教育政策課】	小・中学校全校に1名ずつ専任の学校司書を週4日配置し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図ります。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進

⑥ 体力向上策の推進

重点

児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、「武蔵村山市立学校の体力向上策」（平成21年3月策定）などを踏まえ、学校・家庭・地域が連携した体力向上策を推進します。

また、各学校では、「体力向上全体計画」に基づき、児童・生徒の体力の実態を把握するとともに、一校一取組を推進し、計画的に体力の向上を図ります。

⑦ 食育の充実

「武蔵村山市食育推進計画」（平成23年3月策定）を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

また、各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進します。

⑧ 心と身体の健康管理の充実

学校生活に必要な健康の保持・増進を図ることができるよう、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談、保健室の充実などにより、児童・生徒の心と身体の健康管理を充実します。

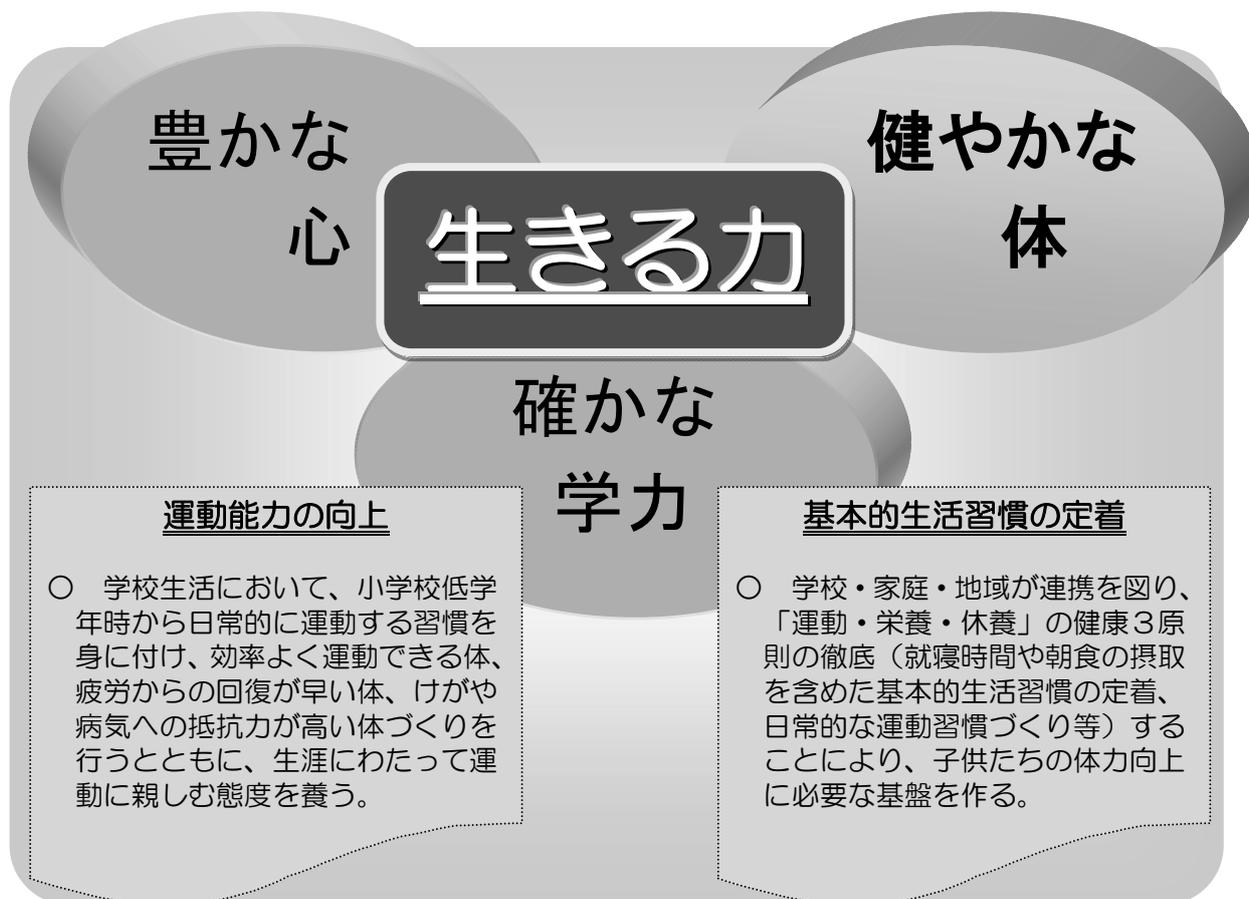


体力テスト（第九小学校）



食育の授業（第七小学校）

武蔵村山市の児童・生徒の体力向上に向けて



《学校での取組》

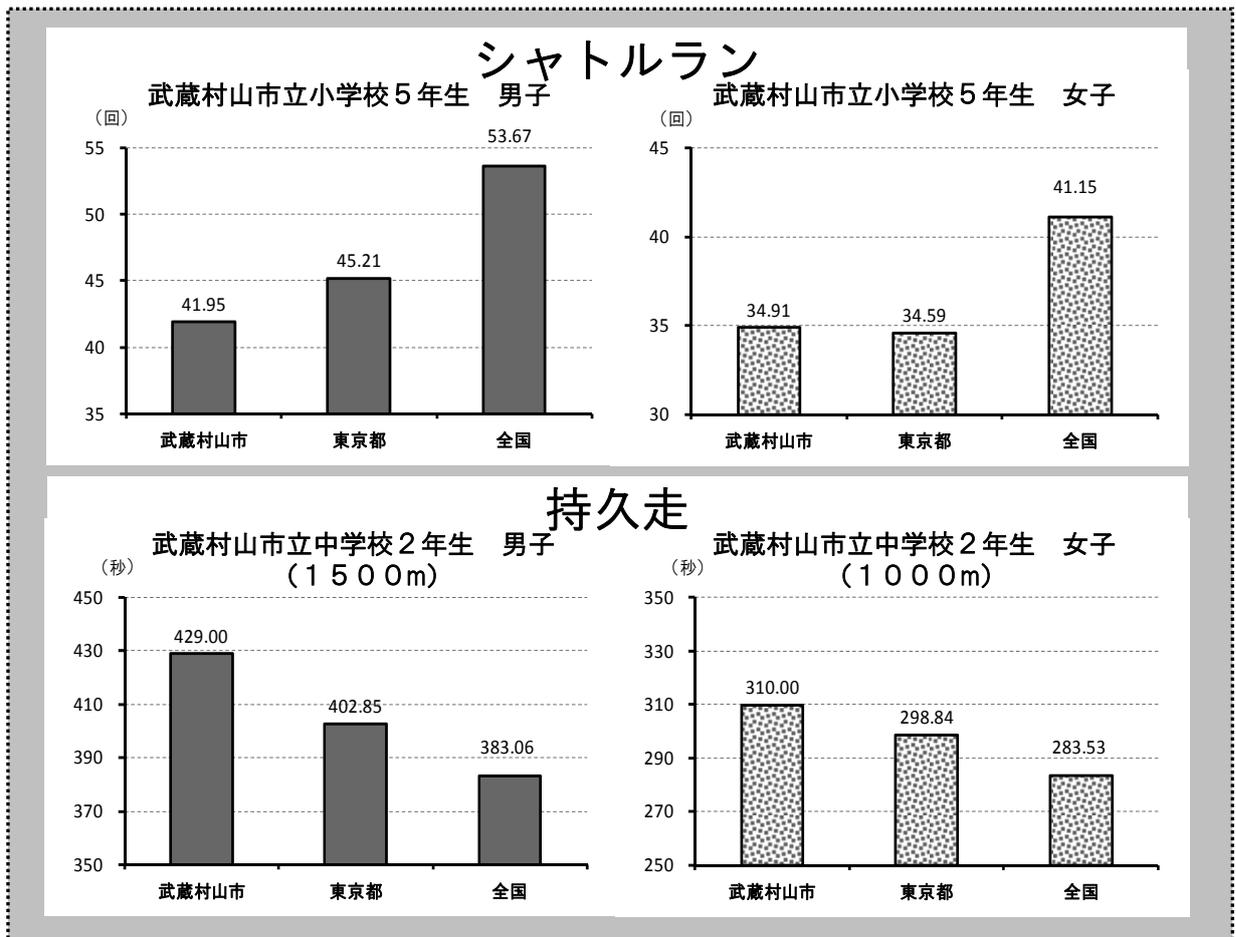
- 各学校における体力向上に向けた一校一取組・一学級一実践の実践
- スポーツ教育推進校等、研究活動や特色ある学校づくりと連動した体力向上策の創意工夫
- 各学校における「食に関する指導全体計画」「食に関する年間指導計画」に基づいた食育の充実
- 小中一貫教育・小中連携教育の推進

《家庭の取組》

- 基本的生活習慣の充実
 - ・ 早寝・早起きの定着
 - ・ 朝食の喫食
 - ・ 日常的な運動習慣の確立
- 保護者と学校との連携
 - ・ 地域行事への参加
 - ・ 食育及び体力向上に向けた取組の共通理解

《教育委員会の取組》

- 東京都統一体力テストの実施（全小・中学生）と結果の分析
- 体力向上に向けた指導法の工夫・改善（各種研修会の開催）
- 定期健康診断・就学時健康診断の実施
- 体力向上推進委員会 ○ 「レッツ・トライ・スポーツ」の発行
- 少年少女サッカー大会、少年少女ドッジボール大会、村山っ子相撲大会等、各種大会及び教室の開催
- 武蔵村山市体育協会のジュニア育成事業



平成22年度に実施した新体力テストの結果では、小学校第5学年は50m走において、前年度の全国平均及び都平均を男女とも上回っていた。また、反復横跳びでは、前年度の都平均を男子が上回っていた。また、中学校第2学年では、男女とも握力とハンドボール投げで全国平均あるいは都平均を上回る記録であった。

しかし、上のグラフからも分かるとおり、シャトルランや持久走で必要な全身持久力に大きな課題がある。全国平均と武蔵村山市の平均を比較すると、小学校第5学年のシャトルランでは男子でおよそ12回、女子でおよそ6回の差が見られ、中学校第2学年の持久走では、男子(1500m)でおよそ46秒、女子(1000m)でおよそ27秒の差が見られる。

運動の日常化を図る取組例

☆ オリンピック等で活躍したトップアスリートからの指導

☆ マラソン大会、対抗リレー、ロングロープ大会等、スポーツ大会の実施

☆ たてわり集会(小学校第1学年から第6学年を班とした外遊び)の実施

☆ ジョギング、縄跳び、体操など、いろいろな内容の体育朝会の実施

☆ 「縄跳び・ジョギングカード」等を活用した日常的な運動習慣への啓発

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑥	一校一取組・一学級一実践の推進 【教育指導課】	児童・生徒の体力向上を図るため、各学校の実態に応じて、一校一取組及び一学級一実践を計画的に推進します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	東京都統一体力テストの実施・分析 【教育指導課】	東京都教育委員会との連携により、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた体力向上全体計画を作成するとともに、体育授業の改善に役立てます。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体力向上に向けた指導法の工夫・改善 【教育指導課】	各校の体力向上全体計画を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図ります。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑦	食育推進計画の推進 【教育指導課】 【学校給食課】	食育推進計画を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑧	定期健康診断・就学時健康診断の実施 【教育総務課】	児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断・就学時健康診断を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保健指導の充実 【教育指導課】	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進

⑨ 安全教育の充実

児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするために、各校の安全指導計画や避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行います。また、非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクール・ガードリーダーの巡回指導などを推進します。

⑩ 情報教育の充実

児童・生徒が高度情報化社会に柔軟な対応ができるようにするため、情報機器の導入や視聴覚ソフトの活用による効果的な学習指導を行うとともに、インターネットなどを活用した学校間交流などを推進します。

また、情報リテラシー教育の徹底により、正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネットなどの普及による多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実に努めます。

⑪ 国際理解教育の充実

外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校におけるALT（外国語指導助手）などの活用を一層推進します。

また、小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、英語活動の時間を適切に設定して、「武蔵村山市立小学校英語活動カリキュラム」をもとに、ALTや英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図ります。

帰国児童・生徒及び外国籍の児童・生徒については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図ります。

⑫ 日本の伝統・文化教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進します。

⑬ キャリア教育の充実

小中連携教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、望ましい職業観や勤労観を培い、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するため、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進します。

特に、中学校では職場体験を引き続き実施し、生徒に働くことの意義について理解を深めさせます。



交通安全指導（第五中学校）



地域安全マップづくり（村山学園）



演劇鑑賞教室（第三小学校）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑨	学校安全計画の作成と安全指導の充実 【教育指導課】	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにします。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	避難訓練の実施 【教育指導課】	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育みます。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 【教育指導課】	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立します。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	セーフティ教室の開催 【教育指導課】	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコンや携帯電話を利用したハイテク犯罪、薬物乱用などに巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域安全マップの作成 【教育指導課】	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、全小学校において、地域安全マップの作成を行います。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スクール・ガードリーダーによる学校安全巡回指導 【教育総務課】	児童・生徒を犯罪から守るため、スクール・ガードリーダーが学校・通学路等の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行います。	実施	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	交通安全教室・自転車安全教室の実施 【教育指導課】	東大和警察署との連携により、全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑩	小・中学校コンピュータ等の活用の推進 【教育総務課】	児童・生徒がITの活用方法に慣れ親しみ、習熟することなどを通じて、急速に進展する情報化社会に対応した能力を身に付けさせます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

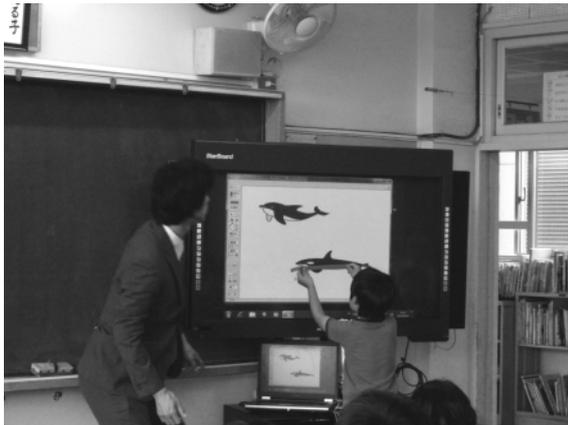


セーフティ教室（第九小学校）



避難訓練（第三中学校）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑩	情報活用能力の育成 【教育指導課】	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラルについての指導を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑪	A L T (外国語指導助手)の派遣 【教育指導課】	外国語(英語)教育及び外国語活動(英語活動)の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業(J E Tプログラム)」により、各小・中学校に外国語指導助手を派遣します。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校英語活動支援員の配置 【教育指導課】	小学校における外国語活動(英語活動)を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、各小学校に英語活動支援員を配置します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	帰国子女等指導助手の配置 【教育指導課】	帰国子女や外国籍児童・生徒が、学校生活に適應できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国際姉妹校との連携・A E F Aワンコイン・スクールプロジェクトへの参加 【教育指導課】	国際姉妹校との連携による交流活動や、A E F Aワンコイン・スクールプロジェクトの活動等を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑫	各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 【教育指導課】	教育基本法・学校教育法・学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちがもてるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の実施 【教育指導課】	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域との連携による伝統・文化教育の推進 【教育指導課】	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなど、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育みます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑬	キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 【教育指導課】	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育みます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校での職場体験活動の実施 【教育指導課】	全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育ボランティアの活用 【教育指導課】	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



電子黒板を活用した授業（第二小学校）



茶摘み（第九小学校）



相撲大会（第十小学校）



A L Tを活用した英語の読み聞かせ（第五中学校）



草木染め（第二小学校）



箏の演奏（第八小学校）

(5) 個に応じた支援と指導の充実



⑭ 特別支援教育の充実

特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細かな教育が展開できるよう、特別支援教育を一層充実します。

また、各学校においては、多様な障害に関する研修を充実させるなど、組織的・継続的な教育ができるよう、環境づくりを推進します。

さらに、「伸びゆく子供展」の開催や「副籍制度」の活用など、地域や特別支援学級との交流を活発化して、児童・生徒・市民の相互理解と心のふれあいを一層深めます。

⑮ 不登校への対応・適応指導の充実

児童・生徒、保護者の心理的な状況や課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の機能を強化するとともに、各中学校に配置しているスクールカウンセラーを中心に、適応指導の推進及び教育相談体制の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカーを派遣することにより、関係機関相互の調整・連携を図り、学校だけでは対応が困難な事例などに対応します。

⑯ 教育相談体制の構築

不登校児童・生徒などへの対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を構築します。



豊かな学校生活のために

就学支援シート

子供には、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。小学校等への入学を迎え、家庭や幼稚園・保育園・関係機関（医療機関・療育機関等）などで今まで大切にしてきたことや、小学校等へ引き継ぎたいことがあれば教えてください。

一人一人のお子さんが、新しい環境でも今まで培ってきた力を十分に発揮できるよう、お子さんに必要と思われる支援や配慮について考えていきたいと思えます。

なお、この「就学支援シート」は市内の幼稚園・保育園が共通の様式で使用しています。お子さんや御家族のプライバシーの保護にも十分配慮していますので、入学を希望される小学校等に安心して引き継ぎができます。

武蔵村山市教育委員会

※保護者記入欄

フリガナ お子さんの名前	平成 年 月 日生 男・女		
住所	〒 TEL		
フリガナ 保護者の名前			
就学予定学校名			

※園及び関係機関記入欄

幼稚園・保育園等	記入者		施設長印
関係機関 (医療機関・療育機関等)	記入者		④

私は、就学支援シートの内容を了解し、指導・支援の目的に使用することについて同意します。（最終確認後、署名・押印をしてください）

平成 年 月 日（最終確認日）

保護者氏名 _____ 印

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑭	特別支援教育支援員の配置 【教育総務課】	小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を要する児童・生徒に日常生活動作の介助を行うとともに、学習活動上のサポートを行います。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	巡回相談員の配置 【教育総務課】	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター及び保護者等に適切な助言を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	特別支援教育研修の充実 【教育指導課】	特別支援教育研修会を実施するとともに、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	就学支援シート作成・実施 【教育総務課】	保育園・幼稚園等における子供たちの様子を小学校等に引き継ぎ、就学後の子供の学校生活をより豊かで適切なものとしていくため、就学支援シートの活用を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	個別の教育支援計画・個別指導計画の作成・実施 【教育指導課】	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、個別の教育支援計画等を作成・活用します。	実施	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	第三次特別支援教育推進計画の策定 【教育総務課】 【教育政策課】	特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第三次特別支援教育推進計画を策定し、市立学校の特別支援教育を一層推進します。	検討	実施	⇒⇒⇒	検討	実施
	特別支援教育推進組織の設置 【教育総務課】	特別支援教育に係る事業の体制を確保することを目的に、特別支援教育を推進するための組織の設置を検討します。	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	交流及び共同学習の推進 【教育指導課】	特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害のあるなしにかかわらず、共に支え合って生きようとする態度を育みます。	拡充	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	個別学習室における個別指導の推進 【教育指導課】	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	拡充	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	通級指導学級における指導の充実 【教育指導課】	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、適応指導教室において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図ります。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑮	適応指導教室事業の充実 【教育指導課】	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室事業の充実を図ります。	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑮	スクールカウンセラーの配置 【教育指導課】	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スクールソーシャルワーカーの派遣 【教育指導課】	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じたり、他の関係機関との連携を推進したりするために、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図ります。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	「不登校カルテ」の作成と情報連携 【教育指導課】	不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑯	教育相談の充実 【教育指導課】	教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩みなどについての相談を充実させるとともに、障害のある児童・生徒の就学相談などを行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校教育相談体制の確立 【教育指導課】	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対応して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育相談研修の実施 【教育指導課】	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



教育相談室（教育センター）



適応指導教室（教育センター）

(6) 特色ある学校づくりの推進

⑰ 小中一貫教育・小中連携教育の推進

重点

義務教育9年間を通して、児童・生徒に系統的・継続的な指導を行うため、学習指導要領に準拠して作成した「平成23年度 武蔵村山市小中一貫教育カリキュラム（改訂版）」を活用した授業を、全校で意図的・計画的に実施するほか、小・中学校の教職員が校内研究などを通し、連携した授業の実施やお互いの学習内容・方法等を踏まえた学習指導の実施など、小中連携を意識した授業改善を図り、児童・生徒に確かな学力の定着と豊かな心を育成するとともに、不安や心理的な負担といった子供たちの課題を軽減し、中1ギャップの解消に努めます。

また、小中一貫教育の教育効果を検証するために設置した「小中一貫校村山学園検証委員会」における検証結果などを踏まえ、その成果を他校に発信し、本市における小中一貫教育・小中連携教育を一層推進します。

さらに、校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育園、小学校及び中学校等との連携を推進します。

⑱ 一校一研究の推進

重点

子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教員の資質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、全校が国、東京都及び市のいずれかの指定校、推進校及び奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進します。

⑲ 部活動等の充実

中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校の部活動に専門的な指導ができる地域の方を部活動外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図ります。

また、全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減します。



小中一貫校開校記念式典（村山学園）



東京都人権教育推進校発表会（第一小学校）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑰	各小・中学校における小中一貫教育カリキュラムの活用 【教育政策課】	市内全校で小中一貫教育カリキュラム（改訂版）を活用した授業を意図的・計画的に実施し、小中連携教育を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中一貫教育の教育効果の検証 【教育政策課】	小中一貫校村山学園検証委員会のもと、学校運営やカリキュラムの実践等について現状を把握し、成果、課題及び改善方法等について検証し、その成果を他校に発信します。	実施	—	—	—	—
	小中一貫教育の市民・保護者等に対する周知・啓発 【教育政策課】	小中一貫教育について理解を深めるため、市民・保護者等への周知、啓発を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	幼保小中等連携の推進 【教育政策課】	幼稚園、保育園、小学校及び中学校等との交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児、児童、生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決します。	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑱	文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会事業等に係る指定校・推進校・奨励校等による校内研究の推進と予算の効果的な活用 【教育指導課】	文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
⑲	中学校における生徒の部活動加入の推進 【教育指導課】	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにし、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	部活動外部指導員の派遣 【教育指導課】	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



野球部全国大会出場（第一中学校）



スクールバンド部の演奏（第四中学校）

2 学校・家庭・地域の連携強化

学校教育は、学校だけではなく、家庭と地域住民などと一体となって取り組む必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民とが連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを推進し、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

(1) 開かれた学校づくりの推進

⑳ コミュニティ・スクールの推進

重点

地域住民や保護者などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を活用し、学校・家庭・地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進します。

なお、学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せもつ組織として運営していきます。

㉑ 一斉学校公開の実施

一斉学校公開などにより、児童・生徒の学習状況などを公開するとともに、学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表します。

㉒ 学校支援地域本部の設置

地域全体で学校教育を支援するための連携体制の構築を図ることを目的として、学校支援地域本部を設置します。



学校運営協議会（村山学園）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑳	コミュニティ・スクールの推進 【教育政策課】	保護者や地域の意見を学校運営に反映し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくため、市内各校でコミュニティ・スクールの導入を行います。	実施	拡充	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校運営協議会発表会の実施 【教育政策課】	コミュニティ・スクールとしての取組を、教職員・保護者・地域等へ発表・公開することにより、コミュニティ・スクール推進についての理解と教育活動の充実を図ります。	実施	拡充	—	—	—
	コミュニティ・スクール講演会の開催 【教育政策課】	コミュニティ・スクールを普及・啓発していくため、市民等を対象に講演会を開催します。	実施	⇒⇒⇒	—	—	—
	学校評議員制度の活用 【教育指導課】	学校評議員による学校運営への参画によって、地域住民の期待に応え、特色ある学校づくりと開かれた学校づくりを推進します。	検討	検討	—	—	—
㉑	一斉学校公開等の実施 【教育指導課】	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全校で一斉学校公開を実施します。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していくため、学校ホームページ等を充実します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
㉒	学校支援地域本部の設置 【生涯学習スポーツ課】	学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するため、学校支援地域本部を設置します。	検討	⇒⇒⇒	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



学校運営協議会設立準備委員会
(第八小学校)



一斉学校公開(第二小学校)

(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築

⑳ 放課後子供教室の推進

児童が放課後も安全・安心に過ごせるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」の適切な運営に努めます。

㉑ 家庭教育の支援

重点

学力の向上には、学校での学習指導とともに、家庭において基本的な学習習慣・生活習慣を身に付けさせることが重要です。

このため、「家庭における5つの実践」啓発パンフレットなどをもとに、各校で作成した啓発資料などを活用して、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な生活習慣、学習習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援します。

㉒ 児童・生徒の安全確保

児童・生徒の安全確保のため、家庭や地域ボランティア及び関係機関と連携し、登下校時等における安全見守りを徹底するとともに、防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保します。

また、児童・生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底します。



放課後子供教室（第七小学校）



防犯パトロールカーによる巡回

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑳	放課後子供教室の設置・推進 【生涯学習スポーツ課】	放課後の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を行う放課後子供教室の設置・推進を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
㉑	「家庭の日」啓発事業の実施 【生涯学習スポーツ課】	家庭の大切さ、家庭の役割のすばらしさについて、改めて考える機会とするため「家庭の日」啓発事業を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭教育講座の実施 【生涯学習スポーツ課】	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	家庭教育の啓発資料の配布 【教育指導課】	家庭教育を支援するため、「家庭における5つの実践」啓発パンフレットなどをもとに、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
㉒	登下校時の安全見守りの推進 【教育総務課】	登下校時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	防犯パトロールの推進 【教育総務課】	犯罪の発生を未然に防止するため、防災安全課と協力を図り、地域パトロールカーによる巡回パトロールを実施し、防犯パトロールの強化に努めます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校施設の安全点検の徹底 【教育総務課】	学校施設の安全点検を徹底するとともに、施設設備の危険箇所の早期発見・早期対応を図り、児童・生徒の安全を確保します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



安全見守り活動

武蔵村山市の子供たちの学力を高めるために
家庭における5つの実践

1 リズムある生活を送らせよう

- ① 睡眠時間を十分にとらせよう
- ② 朝食をしっかりとらせて登校させよう
- ③ テレビ視聴やゲーム遊びにルールを設けよう

2 学習時間を確保し、毎日勉強させよう

- ① 15分を単位とし、時間を確保しよう
- ② 日記、音読及び計算の習慣を付けよう
- ③ 復習はその日に、予習で意欲を高めよう

3 読書時間を確保し、本に親しませよう

- ① 読み聞かせをしよう
- ② 親子で図書館に行こう
- ③ 読書を楽しむ子供の心に共感しよう

4 得意分野を見付け、伸ばそう

- ① 子供の関心事に敏感になろう
- ② 続けさせることで、伸ばそう
- ③ 将来の夢や希望をもたせよう

5 子供との対話を大切にしよう

- ① 家族であいさつを交わそう
- ② 本気でほめ、時にはしかろう
- ③ 幼少時から家事を担わせよう

3 教育の質の向上と教育環境の整備

児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内におけるOJTや各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の資質と指導力の向上を図ります。

また、学校評価等の実施により、その成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

一方、本市では、平成23年度までに市内全校の校舎、屋内運動場の耐震補強工事を終了し、耐震化率は100%となっています。今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

また、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などに考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

(1) 教職員の資質の向上

②⑥ 教職員研修・研究の充実

教職員の能力開発や指導力の向上のため、教職員が相互に授業実践について協議できるよう、小・中学校全教員を対象に、毎年校種ごとに「授業実践交流会」を開催するとともに、夏季休業期間中を中心に、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図ります。

また、教育に関するあらゆる情報の収集・発信・ネットワーク化を図り、学校情報や図書館・公民館情報の提供など、教育センターの機能強化を図ります。

さらに、教員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

②⑦ 授業改善の推進

重点

児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着を図るため、毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指します。

また、東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招聘し、授業改善について具体的な指導を受ける機会を設定します。



教育センター（施設3階）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
②6	指導力向上に向けた 各種教職員研修の実施 【教育指導課】	教職員の資質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長・副校長・主幹教諭・主任教諭及び教諭など、職層等に応じた教職員研修を実施します。また、本市、清瀬市及び東大和市による「三市教職員宿泊研修会」を実施するほか、若手教員（1年次・2年次・3年次）育成研修及び4年次授業研究を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	校内研修の推進 【教育指導課】	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	授業実践交流会の実施 【教育指導課】	小・中学校の全教職員を対象に、毎年校種ごとに「授業実践交流会」を開催し、教科ごとに授業を公開し合い、教員が相互に授業実践について協議できるようにするとともに、授業の計画・展開・評価の在り方等について外部講師の指導を受けられるようにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	教育センターの機能強化 【教育指導課】	教材開発室等の整備計画を策定し、教育センターの機能強化を図ります。	検討	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小中学校教育研究会 への支援の充実 【教育指導課】	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなど、教員の教科等への専門性の向上を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
②7	授業改善推進プラン の作成・活用【再掲】 【教育指導課】	諸学力調査の結果等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



授業実践交流会（第九小学校）

平成23年度 武蔵村山市立学校 研究活動等一覧

学校名	研究主題	教科等	年度・研究指定名	発表会 報告会
第一小学校 23年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	互いに大切にしよう児童・生徒の育成 —小・中連携による人権教育の推進—	全教科等	23年度 人権教育研究推進事業〈小中連携〉 (国指定1年目)	発表会 日程未定
	健やかな体の育成(仮)	体育・健康	23年度 スポーツ教育推進校 (都指定1年目)	
第二小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	自ら考え、学び合える児童の育成	算数	20~23年度 学力向上のための基礎研究指定校 (市指定4年目)	教育研究 発表会 24.2.14
	進んで運動に取り組む児童の育成	体育・健康	23~25年度 言語能力向上推進事業〈五中校区〉 (都指定1年目)	
第三小学校 23年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	自分の思いや考えを 生き生きと表現できる力を伸ばす指導法の工夫 —少人数習熟度別指導を通して—	国語	23年度 習熟度別少人数指導実践研究推進校 (都指定1年目)	教育研究 発表会 24.2.14
	健やかな体の育成(仮)	体育・健康	23・24年度 特色ある学校づくり推進校 (市指定1年目)	
	健やかな体の育成(仮)	体育・健康	23年度 スポーツ教育推進校 (都指定1年目)	
第七小学校 23年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	元気で健やかな児童・生徒の育成 —食育・体育を通して—	食育・体育 を中心に 全教科等	22・23年度 栄養教諭を中核とした食育推進事業 (国指定2年目)	発表会 23.12.13
			22・23年度 特色ある学校づくり推進校 (市指定2年目)	
			23年度 生活習慣や運動習慣等定着 に関する実践研究 (都指定1年目)	
第八小学校 24年度 校庭芝生化 24年度 コミュニティ スクール	考える力を高める指導方法の工夫 —言語活動(読書活動・NIE)を通して—	全教科等	23・24年度 特色ある学校づくり推進校 (市指定1年目)	教育研究 発表会 24.2.14
	健やかな体の育成(仮)	体育・健康	23~25年度 言語能力向上推進事業〈五中校区〉 (都指定1年目)	
			23年度 東京都NIE実践指定校 (指定1年目)	
	ホップ・ステップ・ジャンプテストを活用した基礎力定着の工夫(仮) —工簿/小庭を通して—	全教科等	23年度 スポーツ教育推進校 (都指定1年目)	
第九小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	話そう 聞こう 伝え合おう —豊かなかかわり合いを目指した英語活動—	英語活動	20~23年度 教育課題研究校「英語活動」 (市指定4年目)	教育研究 発表会 24.2.14
			23年度 小学校英語活動研究指定校 (市指定1年目)	
			23年度 研究実践校助成(日本科学研究所) (指定1年目)	
	安全教育的の推進	全教科等	23年度 東京都安全推進校 (都指定1年目)	
第十小学校 24年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	一人一人の学習力を高め、進んで考える児童の育成	全教科等	23~25年度 言語能力向上推進事業〈五中校区〉 (都指定1年目)	教育研究 発表会 24.2.14
	礼節を重んじ、人を大切にする児童の育成 —相模の授業を通して—	体育等	22・23年度 日本の伝統・文化教育推進事業 (市指定2年目)	
			21~23年度 スポーツ教育推進校 (都指定3年目)	
	子供の明るい未来を創る教師の育成	人材育成	23年度 小学校総合運動部活動実践モデル校 (都指定1年目)	
雷塚小学校 24年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	自尊感情を高める心の教育 —人とかかわりを通して、自分のよさに気付かせる道徳指導— 専門性の高い人材の育成	道徳	22・23年度 道徳授業推進校 (市指定2年目)	発表会 23.12.16
	子供の明るい未来を創る教師の育成	人材育成	23年度 OJT推進指定モデル校 (都指定1年目)	
	進んで体力向上に取り組む児童の育成	体育・健康	23年度 東京都教師養成塾指定校 (都指定1年目)	
			22・23年度 スポーツ教育推進校 (都指定2年目)	
小中一貫校 村山学園 校庭芝生化実践校 23年度 コミュニティ スクール	人間力の育成と小中一貫教育 —伝え合う・学び合う・高め合う— 小中一貫教育カリキュラムの改善と検証と通じて	全教科等	23年度 コミュニティスクール 推進事業調査研究校 (国指定1年目)	発表会 24.1.27
	理数系教育の充実	理科	23年度 小中一貫教育研究指定校 (市指定1年目)	
	小中一貫教育における金融教育の推進	社会・総合	21~23年度 理数教育支援拠点におけるCSTを活用した小学校教員の理数教育にかかわる指導 力向上事業 理数教育支援拠点校 (都指定3年目)	
	新聞を学習の中に	国・社・道 総合	22・23年度 東京都NIE実践指定校 (指定2年目)	
	専門性の高い人材の育成	専門性向上	22・23年度 東京都金融広報委員会指定 金融教育研究校 (指定2年目)	
			23年度 教職大学院連携協力校 (都指定2年目)	
第一中学校 23年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	互いに大切にしよう児童・生徒の育成 —小・中連携による人権教育の推進—	全教科等	23年度 人権教育研究推進事業〈小中連携〉 (国指定1年目)	発表会 24.2.6
	進んで体力向上に取り組む生徒の育成	体育	23年度 外部指導員を活用する 「武道・ダンス」モデル事業 (都指定1年目)	
	新学習指導要領に基づいた教科指導の進め方	体育	22・23年度 東京都中学校体育連盟研究奨励校 (指定2年目)	
第三中学校 23年度 校庭芝生化 25年度 コミュニティ スクール	夢をもち 夢をはくむ学校づくり	全教科等	22・23年度 特色ある学校づくり推進校 (市指定2年目)	発表会 23.11.18
	情報機器を活用した活用した授業改善の推進	全教科等	22・23年度 スポーツ教育推進校 (都指定2年目)	
	専門性の高い人材の育成	OJT	20~23年度 電子黒板・情報機器活用教育研究校 (市指定4年目)	
第四中学校 23年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	元気で健やかな児童・生徒の育成 —体育・食育を通して—	食育・体育 を中心に 全教科等	23年度 栄養教諭を中核とした食育推進事業 (国指定2年目)	発表会 23.12.13
	健やかな体の育成(仮)	体育・健康	23年度 教育課題研究校「食育」 (市指定1年目)	
			23年度 スポーツ教育推進校 (都指定1年目)	
第五中学校 23年度 校庭芝生化 26年度 コミュニティ スクール	意欲的に学び、豊かな人間性をもつ生徒の育成 —言語活動の充実を目指して—	全教科等	23年度 学校と家庭の連携推進校 (都指定1年目)	教育研究 発表会 24.2.14
		体育・健康	23~25年度 言語能力向上推進事業〈五中校区〉 (都指定1年目)	
		全教科等	23年度 スポーツ教育推進校 (都指定1年目)	
		全教科等	23年度 東京都NIE実践指定校 (指定4年目)	

武蔵村山市教育委員会事業

栄養教諭の学校巡回等 22・23年度 文部科学省指定 栄養教諭を中核とした食育推進事業	22・23年度 文部科学省地域指定 スクールソーシャルワーカー活用事業 23年度 東京都教育委員会 OJT推進指定モデル地区	全校へのSC・教育相談員の派遣等 23~24年度 武蔵村山市教育委員会 教育相談室事業充実事業
全小学校への理科支援員の配置 19~23年度 文部科学省地域指定 小学校理科支援員配置事業	22・23年度 東京都教育委員会 人材バンク事業モデル地区	全小学校への英語活動支援員の配置 20~23年度 武蔵村山市教育委員会 小学校英語活動支援員配置事業
特別支援教育巡回相談員の派遣等 20~23年度 文部科学省地域指定 特別支援総合推進事業	中学校理科教育の充実 19~23年度 電気学会 中学校理科教育支援事業	21~23年度 武蔵村山市教育委員会 学校司書活用推進事業 ・学校図書プロジェクト
© A.L.Tの派遣 平成8年度から継続実施 (中学校週4日常勤・小学校週1回) 財団法人自治体国際化協会事業 語学指導等を行う外国青年招致事業 (JETプログラム 東京都23区26市唯一の導入)		
中学校授業実践交流会 日程 平成23年10月19日(水) 会場 第一中学校 (全12分科会)	小学校授業実践交流会 日程 平成23年11月9日(水) 会場 第九小学校 (全10分科会)	武蔵村山市 教育のつどい 日程 平成24年1月21日(土) 会場 市民会館 サホール

(2) 学校経営力の充実

㊸ 人材育成の推進

教職員の資質・能力を向上させるため、東京都教育委員会人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制及び実施方法などを確立し、各校で校内研修を中心とした日常的な職務を通しての人材育成を推進します。

また、OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していきます。

㊹ 学校評価の充実

重点

各学校の自己評価及び学校関係者評価委員会などによる学校関係者評価を充実するとともに、評価結果を公表することにより、各学校における教育活動の一層の改善を図ります。

また、各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図ります。

さらに、教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、PDCAサイクルを確立します。

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
⑳	OJTの推進 【教育政策課】	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 【教育指導課】	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図ります。また、将来の教育管理職候補者の育成を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	人事考課制度を活用した人材育成の推進 【教育政策課】	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立ちます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
㉑	学校経営方針の作成・推進 【教育指導課】	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校評価による経営改善の推進 【教育指導課】	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かします。また、評価結果等については、広く保護者等に公表します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校関係者評価委員会の活用 【教育指導課】	学校運営の改善に向け、学校関係者評価委員会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、評価結果を公表することにより、学校・家庭・地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	P D C A サイクルの徹底 【教育指導課】	学校評価を踏まえたPDCAサイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組みます。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



三市教職員宿泊研修会

(3)教育環境の整備

⑩ 学校施設・設備の整備

重点

児童・生徒の安全確保や災害時の避難所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に推進します。また、学習指導要領の改訂に伴い、中学校で男女共に武道・ダンスが必修となったことから、中学校武道場の整備など、新たな教育内容の変化などに対応した施設の整備を行います。

さらに、地球温暖化により夏期の気温が著しく上昇しているため、児童・生徒の教育環境を良好に保つ必要があることから、校舎への直射日光の侵入を防ぐ、緑のカーテンの設置や普通教室の冷房化などを推進するとともに、温室効果ガスを抑制し、環境に優しい自然エネルギーを活用したエコスクール化を推進するため、学校施設への太陽光パネルの設置について検討します。

⑪ 教育機器・教材の整備

学習指導要領に基づき、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保する必要があることから、授業などで使用する教育機器・教材の整備・充実を図ります。

⑫ 学校ICT環境の整備

重点

教育用パソコンや視聴覚機器などの教育情報機器を計画的に更新し、情報教育の一層の推進を図るとともに、教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保し、情報の共有化、校務の効率化及びセキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの計画的な導入を図ります。

また、教育情報機器の正しい使い方、情報選択・活用能力の育成及び情報モラル等の情報に関する総合的な学習の時間の推進と指導体制の確立に努めます。

⑬ 学校規模適正化の推進

重点

学校の教育活動の効果をより一層高め、児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくためには、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めていく必要があります。

このため、新たな住宅開発などに伴う各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を推進します。

⑭ 通学区域と2学期制・中学校学校選択制の展開

通学区域については、平成20年度の「学校規模等適正化基本方針」に基づき、一部見直しを行いました。今後も教育活動の効果を高めるため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、柔軟に対応します。なお、区域外就学や指定校変更申請については、個々の実情により弾力的に対応します。

また、平成17年度から導入している2学期制については、授業時間の増加、きめ細かな指導と評価の実現など、数多くのメリットがありますが、学習指導要領の趣旨等を踏まえ、より幅広く検証を進めます。

中学校学校選択制については、引き続き実施し、教育を受ける側のニーズを尊重し、特色ある学校づくりを一層推進します。

③⑤ 学校給食の充実

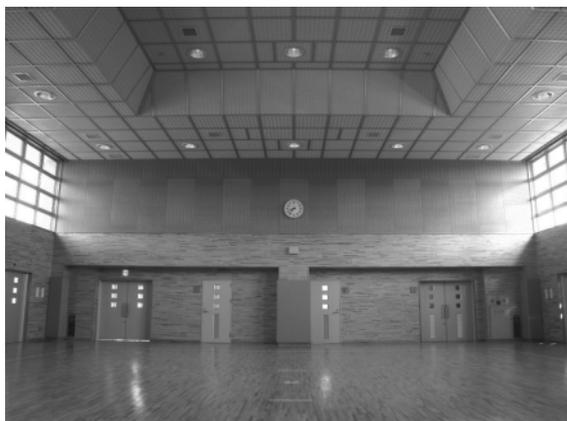
児童・生徒の健全な発育のため、地元農家の協力を得て、地場野菜を積極的に活用し、安全・安心な学校給食の提供を行います。

学校給食センターについては、中学校学校給食調理等業務委託の状況などを踏まえ、小学校学校給食調理等業務の民間委託に向けて、今後の給食センターの効率的な運営の在り方などについて検討します。

また、学校給食費の未納対策については、負担の公平性の観点からも積極的に取り組みます。

③⑥ 奨学金制度の推進

次代を担う意欲のある人材を育成するとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金制度を推進し、教育の機会均等を確保します。



第一中学校武道場



第一中学校校舎屋上に設置した太陽光パネル



校庭芝生（第一小学校）



校庭芝生（第三小学校）

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
③①	学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 【教育総務課】	学校施設の外装・内装、屋上防水、放送設備、トイレ設備や校庭の改修等を計画的に行い、教育環境の整備を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校武道場の整備 【教育総務課】	中学校学習指導要領に基づき、男女共に武道・ダンスが必修化されたことから、武道場が設置されていない第四中学校及び第五中学校に武道場を整備します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	—	—
	校庭芝生化の推進 【教育総務課】 【教育政策課】	ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、情操教育、環境教育への効果から、校庭芝生化推進計画に基づき、市内各校の校庭芝生整備工事を行います。	実施	⇒⇒⇒	—	—	—
	普通教室の冷房化の推進 【教育総務課】	地球温暖化により、夏期の気温が著しく上昇しているため、児童・生徒の教育環境を良好に保つ必要があることから、市内全校の普通教室に冷房設備を整備します。	実施	—	—	—	—
	学校施設への太陽光パネルの設置 【教育総務課】 【教育政策課】	第一中学校の新校舎屋上に設置した太陽光パネルの発電量、維持管理費や環境教育への効果を検証するとともに、太陽光パネルの技術革新や国庫補助の動向などについて検討し、他の小・中学校への設置を検討します。	検討				
③①	教育機器・教材等の整備 【教育総務課】	学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するため、教育機器・教材等の整備を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	高額備品等の整備 【教育総務課】	学校の高額備品等について、計画的に整備・更新します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③②	教育用・教職員用コンピュータの整備 【教育総務課】	情報教育の推進に不可欠な教育用・教職員用コンピュータ及び周辺機器の計画的な整備を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	校内LANの整備 【教育総務課】	児童・生徒の情報活用能力の向上に向け、校内LANの整備を行います。	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	校務支援システムの導入 【教育総務課】	校務の効率化と情報の共有化を図るため、市内全校に校務支援システムを導入します。 また、学齢簿、就学援助費の情報など、学校と連携して事務の効率化を図る「校務支援サブシステム」も併せて検討します。	実施 検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
③②	就学援助システムの改修 【教育総務課】	就学援助費の事務処理システムについて、さらに合理的な運用を図るよう検討します。	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③③	学校規模等適正化基本方針の改訂 【教育総務課】	児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改訂します。	検討	⇒⇒⇒	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	少人数学級編制への対応 【教育総務課】	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数学級対応検討委員会からの報告を踏まえ、各学校の少人数学級編制への対応を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③④	通学区域の再編 【教育総務課】	教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討します。	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	2学期制の実施 【教育指導課】	2学期制のメリットを生かし、学期前後の授業時数の確保を図ります。また、学習指導要領の趣旨等を踏まえ、より幅広く検証します。	実施 検証	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	中学校学校選択制の実施 【教育総務課】	教育を受ける側のニーズを尊重し、特色ある学校づくりを推進するため、中学校学校選択制を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③⑤	学校給食の充実 【学校給食課】	市民・生産者・行政が連携して地産地消を進め、自然に親しみ、地場農産物を育てる心を高めるため、学校給食に地場食材を積極的に取り入れます。また、児童・生徒に身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深めます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	小学校学校給食調理等業務の民間委託の検討 【学校給食課】	小学校学校給食調理等業務の民間委託に向けて、今後の給食センターの効率的な運営の在り方などについて検討します。	検討				
	学校給食費会計の公平化・公正化 【学校給食課】	学校給食費会計の負担の公平化・公正化を図るため、学校との連携を図りながら学校給食費未納者の個別訪問徴収や電話催告等を強化し、収納率の向上を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③⑥	奨学金制度の推進 【教育総務課】	経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



パソコン教室の活用（第一中学校）



都立村山特別支援学校との交流
（雷塚小学校）



学校給食（第四中学校）

4 自己実現を目指す生涯学習の推進

児童・生徒が学校だけではなく、様々な場で学び、体験を通して個人としての生きがいや楽しみを追求することにより、自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、多様な学習機会や学習情報の提供に努めるとともに、地区会館、公民館、図書館及び市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習を推進します。

また、楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、児童・生徒が本市の歴史や文化に理解を深めることで、豊かな心を育むことができるよう、市民の貴重な財産である文化財の適正な保護・保存に努め、資料の展示や各種講座、教室の実施により、文化財保護に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の伝統・文化を次世代に継承していくための機会を提供します。

一方、健全な青少年を育てるための大切な要素として、「ふるさとへの愛着心を育てる」ことが挙げられます。自分が住む地域を理解し、誇りに思うことは、社会性を育み、より良い社会を築いていく担い手を育成することにつながります。そこで、学校・家庭・地域等が一体となって青少年の健全な育成を支えていくよう、社会環境の健全化に向けた取組を進めます。

(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進

⑳ 生涯学習の推進

郷土への愛着や生きがいのもてるまちづくりを市民と協働で進めるため、生涯にわたる学習活動や社会参加活動を支援するとともに、市民各層の意見・要望を反映し、市民ニーズに合った生涯学習の充実を図ります。

また、市民の知識や技術等を地域社会に生かすための場の検討を行い、多様な人材を発掘するとともに、指導者の育成を図ります。

さらに、学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進めます。

㉑ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実

重点

生涯学習情報誌をはじめとする各種の情報媒体の充実を図るほか、市民がいつでも学習情報を入手できるよう、インターネットなどの情報通信技術を活用した情報ネットワーク環境を整備するとともに、自主的な学習活動を行う市民グループや団体に対して、学習内容や運営、指導者、活動場所及びPRなど、学習相談窓口の整備・充実を図ります。

また、生涯学習に関する各種の講座内容を充実し、市民の利用促進に努めるとともに、環境、福祉、教育、文化、芸術及びまちづくりなど、市民ニーズに応じた課題に対し、講座や教室などを開催し、学習機会の充実に努めます。

生涯学習活動の成果の発表・紹介の場となる生涯学習フェスティバルの開催については、教育・文化・福祉・産業・観光など、関係機関や施設との連携により検討します。

③⑨ 生涯学習施設・設備の整備

地区会館、公民館、図書館及び市民会館（さくらホール）などの市民にとって身近な学習施設や設備の整備を推進するとともに、これらの施設との機能分担の在り方等を考慮しながら、中央図書館、中央公民館の機能を併せもつ複合施設として、生涯学習センター（仮称）の設置について検討します。また、各施設が一層利用しやすいものとなるよう、生涯学習施設ネットワークを構築し、施設機能、利用状況等の情報交換や人的交流を活発にして、施設相互の連携・PRを進めます。

なお、市民会館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

また、小・中学校を地域の学習、スポーツ、文化活動の場として開放し、地域社会と子供たちが学び合うコミュニティを形成します。

④⑩ 図書館運営の充実

読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

このため、子供の読書活動の重要性に鑑み、子供が自主的な読書活動を行うことができるよう、「第二次子供読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業及びおはなしの会の充実を図るほか、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子供読書活動に関する施策を推進します。

一方、図書館資料に対する市民ニーズは、今後も多様化・高度化することが予測されます。

このため、市内の各図書館及び地区図書館とのネットワークを一層強化し、市民の利便性の向上に努めるとともに、図書館資料の整備・充実を図ります。また、近隣市町と連携し、図書館の相互利用を推進します。



出前講座



図書館新書コーナー

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
③7	第三次生涯学習推進計画の推進 【生涯学習スポーツ課】	第三次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	検討	実施
	指導者の育成と人材の活用 【生涯学習スポーツ課】	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図ります。	検討	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	青少年リーダーの養成 【生涯学習スポーツ課】	小学生、中学生及び高校生などを対象に、宿泊訓練、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③8	出前講座の充実 【生涯学習スポーツ課】	市の施策や行政課題について、市民の要望に応えるため、市の職員等が出向き、講座を行う機会の充実を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民講座の実施 【生涯学習スポーツ課】	市民の生活課題や今日的課題を取り上げた学習内容に応えるための講座を開催します。	開催	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習ガイドブックの発行 【生涯学習スポーツ課】	市や教育委員会が行う事業や、団体、施設に関する情報を提供する生涯学習ガイドブックを発行（隔年）します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習情報提供システムの整備 【生涯学習スポーツ課】	生涯学習関連情報や講座内容などの情報を提供する情報通信ネットワークシステムの整備を図ります。	検討	⇒⇒⇒	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
③9	市民会館の整備 【生涯学習スポーツ課】	音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の整備を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学習等供用施設の整備 【生涯学習スポーツ課】	市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の整備を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	生涯学習センター（仮称）整備の検討 【生涯学習スポーツ課】	中央公民館と中央図書館の機能を併せもつ生涯学習センター（仮称）の整備を検討します。	検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	市民会館の適正な管理運営 【生涯学習スポーツ課】	市民会館について、指定管理者制度を継続し、施設の管理運営を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
④⑩	第二次子供読書活動 推進計画の推進 【図書館】	子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力が豊かになるよう、「第二次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	図書館の整備 【図書館】	市民にとって身近な学習施設になるよう、図書館の整備を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	図書館総合情報システムの推進 【図書館】	市内の図書館をネットワークで結び、効率的な運営による市民の図書利用の利便性向上を図ります。	検討	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	近隣市町と連携した 図書館の相互利用の 推進 【図書館】	近隣市町との図書館相互利用を推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	学校図書館との連携 【図書館】	学校図書館の学校司書との定例連絡会を実施し、学校図書館の整備・促進を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



公民館事業



市民会館（外観）



おはなしの会

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

④① スポーツの推進 重点

総合体育館を拠点として、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、市民の健康・体力づくりの推進に努めるとともに、地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員や体育推進員との連携、協力を図ります。

また、体育協会を中心とした各種団体の運営を支援し、市民要望に即したスポーツの推進を図るとともに、地域の特性や要望に応じたスポーツ環境の整備とスポーツ活動の育成に向け、誰でも、いつでも、世代を超えて様々なスポーツを楽しめ、地域のアイデアで自主的に運営される総合型地域スポーツクラブの設立・育成を図ります。

平成25年に開催される第68回国民体育大会（スポーツ祭東京2013）については、市民の総力を結集し、武蔵村山市の掲げる将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」にふさわしい狭山丘陵の自然の魅力あふれる大会運営を図り、全国から集う人々を温かい心で迎え、人と人との「絆」を大切に武蔵村山市の素晴らしい自然や文化を広く全国に発信します。

④② スポーツ施設・設備の整備

総合体育館を中核とした総合運動公園の機能を充実するとともに、各体育施設の効果的な連携を図るため、運動施設利用予約システム整備の検討やネットワーク化など、市民が利用しやすいシステムの確立に努め、効果的な運用を図ります。

なお、総合体育館の管理運営については、引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努めます。

また、地域スポーツの推進を図るため、地域運動場等の整備・充実に努めるとともに、学校教育に支障のない範囲で、学校施設を市民に広く開放し、必要な設備の充実に努めます。



スポーツ推進委員研修会



スポーツ祭東京2013 マスコットキャラクター「ゆりーと」



市民駅伝競走大会

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
④1	スポーツ推進計画の推進 【生涯学習スポーツ課】	スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	地域スポーツの振興 【生涯学習スポーツ課】	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員や体育推進員との連携、協力の充実を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	総合型地域スポーツクラブ設立の支援 【生涯学習スポーツ課】	誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	国民体育大会リハーサル大会の開催 【生涯学習スポーツ課】	平成25年開催の国民体育大会を成功させるため、リハーサル大会を開催し、課題等の解決を図ります。	開催	—	—	—	—
	国民体育大会の開催 【生涯学習スポーツ課】	平成25年開催の国民体育大会を通じ、武蔵村山市を全国に発信します。また、選手・監督等、競技関係者には、十分に実力を発揮できる体制を整備するため、関係機関と連携・協力し、実施します。	検討	開催	—	—	—
④2	総合運動公園等の整備 【生涯学習スポーツ課】	総合運動公園運動場の整備を行うほか、総合運動公園駐車場立体駐車場の整備について検討します。	実施 検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	総合体育館の適正な管理運営 【生涯学習スポーツ課】	総合体育館について、指定管理者制度を継続し、施設の管理運営を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	体育施設の整備・充実 【生涯学習スポーツ課】	市民にとって身近な運動施設になるよう、体育施設、運動広場等の整備を行うほか、フットサル場及び硬式庭球場の整備について検討します。	実施 検討	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	校庭・屋内運動場開放の推進 【生涯学習スポーツ課】	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、子供たちの活動拠点となるよう、校庭の遊び場開放を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



総合体育館（外観）



総合体育館（内観）

(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用

④3 文化財の調査、保護・活用

市内に所在する各種文化財等を中心に総合調査を実施し、その種別、分布状況など文化財としての位置付けを明らかにするとともに、宅地等の開発に伴う遺跡調査を継続して実施し、出土品の保護・保全や記録・保存に努めます。

また、収蔵資料の公開・展示や歴史講座などを実施し、文化財の活用を図るとともに、ボランティア組織の育成や交流を促進するほか、伝統的な芸術、文化などの講座や教室などを開催し、市民の学習機会の拡充と文化財保護に対する意識の高揚に努めます。

歴史民俗資料館については、適切な維持管理に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理に当たり、市民の財産として文化財の保護、保存に努めます。

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
④3	文化財の調査・研究 【生涯学習スポーツ課】	市内に所在する各種文化財等の総合調査を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財としての位置付けを明らかにします。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	文化財の保護の充実 【生涯学習スポーツ課】	文化財保護審議会からの答申を踏まえ、文化財の指定を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	関係団体・人材の育成 【生涯学習スポーツ課】	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、文化財保護活動に参加するボランティア及びボランティア組織の育成や交流の促進に努めます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	歴史民俗資料館の整備・充実 【生涯学習スポーツ課】	利用者や見学者の安全と学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館の整備・充実を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒



歴史民俗資料館（外観）



歴史民俗資料館（内観）

(4) 青少年の健全育成

④ 青少年活動の推進

青少年団体活動の活性化を図るため、青少年対策地区委員会と協力して、青少年団体の活動を支援するとともに、野外での集団活動を中心とするリーダー研修会を実施することにより、青少年リーダーの育成を図ります。

また、狭山丘陵の自然を生かし、青少年が自然体験を通し、自主性や協調性を身に付ける場としての屋外体験学習広場の活用を推進するとともに、市内一斉クリーン作戦などの地域におけるボランティア活動やスポーツ大会、各種行事などに、地域社会の一員として家族で積極的に参加できるよう啓発し、地域との交流を一層推進します。

⑤ 地域との連携強化

青少年を取り巻く社会環境をより良いものとするため、青少年補導連絡会を中心に、学校・家庭・地域・行政が連携して、有害図書やインターネット・携帯電話などの不健全情報の排除など、青少年を取り巻く有害環境の浄化活動に取り組み、明るい環境づくりに努めます。

また、子供たちの安全を守るため、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等が連携し、パトロール活動を実施するとともに、「青少年健全育成協力店指定制度」による店舗等の自主的な青少年健全育成活動を支援します。

⑥ 指導・相談・支援体制の充実

青少年の非行を防止するため、学校や青少年補導連絡会などの関係機関が一体となった街頭指導や相談事業など、支援体制の充実に努めます。



市内一斉クリーン作戦（第七小学校）



青少年健全育成協力店サイン

番号	主要施策・主要事業名	概要	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
④④	青少年健全育成基本方針の推進 【生涯学習スポーツ課】	青少年健全育成基本方針のもと、毎年度、青少年健全育成重点施策を策定し、青少年の健全育成を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	検討	実施
	青少年育成団体への支援 【生涯学習スポーツ課】	青少年対策地区委員会、PTAなどの地域で活動する団体などへの支援を行います。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	青少年リーダーの養成【再掲】 【生涯学習スポーツ課】	小学生、中学生及び高校生などを対象に、宿泊訓練、野外活動等を通し、地域リーダーの養成を図ります。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	屋外体験活動の充実 【生涯学習スポーツ課】	子供たちの体験活動や学習活動の場となる「屋外体験学習広場」の活用を推進し、心身ともにたくましい子供の育成を目指します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	青少年の地域交流の推進 【生涯学習スポーツ課】	地域の環境美化活動などのボランティア活動、スポーツ大会、各種行事などに、地域社会の一員として家族で積極的に参加し、地域との交流を深めます。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
④⑤	青少年補導連絡会によるパトロール等の推進 【生涯学習スポーツ課】	児童・生徒の安全を守るため、学校、家庭、地域及び関係機関・団体等が連携し、パトロール活動を実施します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	青少年健全育成協力店指定制度の充実 【生涯学習スポーツ課】	「青少年健全育成協力店指定制度」による店舗等の自主的な青少年健全育成活動を支援します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
④⑥	子供健全育成サポート事業の実施 【生涯学習スポーツ課】	いじめ、虐待、非行の芽を事前に察知し、防止するため、児童・生徒からの相談対応や講演会を開催し、子供の健全な育成を支援します。	実施	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒
	スクールカウンセラーの配置【再掲】 【教育指導課】	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置します。	拡充	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒	⇒⇒⇒

青少年リーダー研修会



青少年健全育成基本方針重点項目

1 家庭における青少年の健全育成

- (1) 家族みんなの心がふれあう家庭をつくる
- (2) 家庭の中でのルールやしつけに取り組む
- (3) 家族で、地域行事やボランティアなどの各種行事に参加する

2 学校における青少年の健全育成

- (1) 学校で「生きる力」となる豊かな心を育てる
- (2) 学校集団の中で、より良い人間関係を育てる
- (3) 学校は、地域社会と連携しながら子供を育てる

3 地域社会における青少年の健全育成

- (1) 地域行事に子供が参加できるようにする
- (2) 地域社会で、子供たちが過ごしやすい環境をつくる
- (3) 地域社会の教育力を高めていくようにする

4 行政における青少年の健全育成

- (1) 家庭教育に関する啓発活動をする
- (2) 学校や関係団体と連携をとって青少年問題に対応する
- (3) 家庭、学校、地域社会が連携をとるための橋渡しをする



第4章 計画の推進

- 1 点検・評価の実施
- 2 数値目標



1 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するためには、計画の定期的な点検と評価を行い、その結果を改善に結び付ける必要があります。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、平成20年4月から毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表をしています（同法第27条）。

そこで、本計画の進行管理にあたっては、毎年度実施する「教育委員会の点検・評価」として実施し、市民へ公表するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かしていきます。

2 数値目標

本計画の推進にあたり、計画の進捗状況や成果の具体化を図るため、次のとおり目標指標を設定し、本計画の最終年度（平成28年度末）の目標値を定めます。

【施策展開の方向 1 生きる力を育む教育の推進】

指標名	概要	基準値	目標値
		(平成24年4月1日)	(平成29年3月31日)
市学力・学習状況調査（小学校第3学年・全児童）の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率	児童の学習内容の定着状況を測ります。	88.8%	94.4%
市学力・学習状況調査（中学校第1学年・全生徒）の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率	生徒の学習内容の定着状況を測ります。	97.7%	98.9%
学校司書の勤務日数	学校司書の週当たりの勤務日数の状況を測ります。	週当たり3日、5校のみ4日	全校週4日
小・中学校図書館における貸出冊数	小・中学校図書館における児童・生徒一人当たりの図書貸出冊数を測ります。	児童・生徒一人 21.8冊/年	児童・生徒一人 35.0冊/年
東京都統一体力テストにおける小学校5年生のシャトルランの平均値（回数）	児童の体力（持久力）の状況を測ります。	男子 51.1回 女子 35.9回	男子 52.4回 女子 38.5回
東京都統一体力テストにおける中学校2年生の持久走（男子1,500m、女子1,000m）の平均値（秒）	生徒の体力（持久力）の状況を測ります。	男子 409.9秒 女子 301.4秒	男子 396.5秒 女子 292.4秒

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
不登校の小学生全体のうち、学校復帰に向けて、適応指導教室に在籍している児童の割合	不登校児童に対する学校復帰支援の推進状況を測ります。	0%	10.0%
不登校の中学生全体のうち、学校復帰に向けて、適応指導教室に在籍している生徒の割合	不登校生徒に対する学校復帰支援の進捗状況を測ります。	18.3%	25.0%
通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒数	小・中学校における特別支援教育に係る個別の指導・支援の推進状況を測ります。	130人	280人
特別支援教育支援員の人数	小・中学校で特別な支援を要する児童・生徒に日常生活動作の介助や学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の活動状況を測ります。	5人	6人
巡回相談の人数	各学校からの要請に応じ、小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて助言を行う活動状況を測ります。	11人	20人

【施策展開の方向 2 学校・家庭・地域の連携強化】

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
「小・中学校保護者の学校満足度」	保護者と地域の学校参画意識調査による「小・中学校保護者の学校満足度」の状況を測ります。	72.9%	80.0%
市立小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入	市立学校のコミュニティ・スクール導入状況を測ります。	3校	14校

【施策展開の方向 3 教育の質の向上と教育環境の整備】

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
水飲栓直結給水化実施校数	各校の水飲栓の直結給水化の状況を測ります。	6校	14校
「子供の教育施設や福祉施設」の満足度	平成21年度市民意識調査による「子供の教育施設や福祉施設」の満足度を測ります。	17.1%	25.0%
放送設備改修実施校数	各校の放送設備の改修整備の状況を測ります。	4校	7校

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
学校校庭芝生化の実施校数	各校の校庭芝生化の整備状況を測ります。	8校	※13校
学校普通教室の冷房化率	各校の普通教室空調設備の整備状況を測ります。	50.0%	100%
中学校武道場整備校数	各中学校の武道場の整備状況を測ります。	3校	5校
校務支援システムの導入校数	各校の校務支援システムの導入状況を測ります。	2校	14校
学校給食における地元産野菜・果物の使用品目	学校給食献立における地元産の野菜・果物の使用品目を測ります。	21品目	22品目
学校給食における地元産野菜・果物の使用量	学校給食献立における地元産の野菜・果物の使用量を測ります。	使用量 17,852kg/年 全体量 75,049kg/年	使用量 19,600kg/年 全体量 82,500kg/年

※「学校校庭芝生化の実施校数」の欄中、目標値（平成29年3月31日）にある「13校」の表記は、市立小中一貫校村山学園を（市立第四小学校・市立第二中学校）1校としてカウントしているため、市内公立学校数の全14校とはなっていない。

【施策展開の方向 4 自己実現を目指す生涯学習の推進】

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
「教養を高める機会」の満足度	平成21年度市民意識調査による「教養を高める機会」の満足度を測ります。	9.4%	15.0%
出前講座の講座数	学習の機会の提供状況を測ります。	52講座	70講座
家庭教育講座数	家庭におけるしつけ等について、正しい知識の普及を図るため、家庭教育講座数の状況を測ります。	2講座	5講座
市内図書館の市民一人当たりの図書貸出冊数	市民の読書活動の状況を測ります。	4.9冊	6.0冊

指標名	概要	基準値 (平成24年4月1日)	目標値 (平成29年3月31日)
市民会館の利用者数	市民会館の年間利用者数の状況を測ります。	158,400人	180,000人
図書館利用の登録者の割合	市内人口に占める図書館利用登録者の状況を測ります。	38.0%	50.0%
図書リクエスト件数	市民の読みたい本を用意する図書リクエスト件数の状況を測ります。	57,000件	70,000件
総合型地域スポーツクラブの設立	地域住民が主体となって自主的に運営する、総合型地域スポーツクラブの設立状況を測ります。	0団体	2団体
「スポーツ、レクリエーション活動の場や機会」の満足度	平成21年度市民意識調査による「スポーツ、レクリエーション活動の場や機会」の満足度を測ります。	17.9%	25.0%
歴史民俗資料館の利用者数	文化財等の保護に対する市民意識の状況を測ります。	14,147人	16,000人
市指定文化財の数	市指定文化財の指定状況を測ります。	22か所	30か所
青少年健全育成協力店の指定数	青少年健全育成協力店指定制度による店舗等の青少年健全育成に関する協力状況を測ります。	28店	35店

資 料

- 1 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 2 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 3 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会部会員名簿
- 4 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱
- 5 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿
- 6 策定経過
- 7 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）
- 8 パブリックコメント等
- 9 用語解説

1 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成22年9月9日
武蔵村山市教育委員会訓令（乙）第26号

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、同項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、教育振興基本計画の策定に当たり必要な事項を調査検討し、その結果を武蔵村山市教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、教育部長、教育部学校教育担当部長、同部生涯学習スポーツ担当部長、同部教育総務課長、同部教育総務課教育施設担当課長、同部教育指導課長、同部学校給食課長、同部国体スポーツ担当課長及び同部図書館長の職にある者並びに教育部に置く指導主事のうちから教育長が指名する1人の者をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

2 委員長は教育部長の職にある委員を、副委員長は教育部学校教育担当部長の職にある委員及び同部生涯学習スポーツ担当部長の職にある委員をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により委員長の職務を代理する副委員長の順序は、あらかじめ委員長が定める。

（会議）

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会の設置）

第6条 策定委員会に、教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査研究させるため、部会を置く。

（部会の組織）

第7条 部会は、部会員12人をもって組織する。

2 部会員は、教育部教育総務課長、同部生涯学習スポーツ課長及び国体スポーツ担当課長がそれぞれその所管事務に従事する主査の職にある職員のうちから指名する各2人の者、同部教育施設担当課長、同部教育指導課長、同部教育政策課長、同部学校給食課長及び同部図書館長がそれぞれその

所管事務に従事する主査の職にある職員のうちから指名する各1人の者並びに同部に置く指導主事のうちから教育長が指名する1人の者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第8条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第9条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の会議に準用する。

(報告)

第10条 部会長は、部会における調査研究が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見の聴取等)

第11条 策定委員会及び部会は、必要に応じて関係課の意見を聴取し、又は職員を出席させて説明を求めることができる。

2 委員は、必要に応じて部会に出席し、意見を述べることができる。

(策定委員会及び部会の庶務)

第12条 策定委員会及び部会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が策定委員会に諮って、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

一部改正（平成23年4月20日教委訓令（乙）第18号）

2 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

No.	役職	氏名	職名	備考
1	委員長	吉川久よ	教育部長	
2	副委員長	大橋明	学校教育担当部長教育指導課長事務取扱	平成23年3月31日まで
3	副委員長	川上智	教育政策担当部長	平成23年3月31日まで
			学校教育担当部長教育政策課長事務取扱	平成23年4月1日から
4	副委員長	小川和男	生涯学習スポーツ担当部長生涯学習スポーツ課長事務取扱	平成23年4月1日から
5	委員	荒井一浩	教育総務課長	平成23年3月31日まで
6	委員	中野育三	教育政策担当主幹	平成23年3月31日まで
			教育総務課長	平成23年4月1日から
7	委員	比留間善雄	教育総務課教育施設担当課長	
8	委員	小寺康裕	教育指導課長	平成23年4月1日から
9	委員	山田直良	学校給食課長	
10	委員	鈴木浩	生涯学習スポーツ課長	平成23年3月31日まで
			国体スポーツ担当課長	平成23年4月1日から
11	委員	加藤秀郎	図書館長	
12	委員	太田始	教育部指導主事	平成23年3月31日まで
13	委員	勝山朗	教育部指導主事	平成23年4月1日から

※ 敬称略

※ 順不同

3 武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会部会員名簿

No.	役 職	氏 名	職 名	備 考
1	部 会 長	岩 井 章	教育総務課庶務グループ主査	
2	副部会長	福 井 勇	生涯学習スポーツ課生涯学習グループ主査	平成 23 年 3 月 31 日まで
3	副部会長	宮 沢 聖 和	生涯学習スポーツ課生涯学習グループ主査	平成 23 年 4 月 1 日から
4	部 員	矢 野 喜 之	教育総務課教育支援グループ主査	平成 22 年 12 月 31 日まで
5	部 員	児 玉 眞 一	教育総務課教育支援グループ主査	平成 23 年 1 月 1 日から
6	部 員	鳴 川 和 広	教育総務課教育施設グループ主査	
7	部 員	秋 元 誠 二	教育指導課教職員グループ主査	平成 23 年 3 月 31 日まで
			教育政策課教職員グループ主査	平成 23 年 4 月 1 日から
8	部 員	平 崎 智 章	教育指導課指導グループ主査	
9	部 員	藤 野 茂	学校給食課学校給食センター主査	平成 22 年 12 月 31 日まで
10	部 員	内 野 徹 也	学校給食課学校給食センター主査	平成 23 年 1 月 1 日から
11	部 員	関 谷 達 雄	生涯学習スポーツ課歴史民俗資料館グループ主査	平成 23 年 4 月 1 日から
12	部 員	村 野 時 男	生涯学習スポーツ課スポーツグループ主査	
13	部 員	平 野 兼 一	生涯学習スポーツ課国体グループ主査	平成 23 年 4 月 1 日から
14	部 員	国 分 一 也	図書館主査	
15	部 員	勝 山 朗	教育部指導主事	平成 23 年 3 月 31 日まで
16	部 員	田 村 孝 夫	教育部指導主事	平成 23 年 4 月 1 日から

※ 敬称略

※ 順不同

4 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

平成23年7月11日

武蔵村山市教育委員会訓令（乙）第32号

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、同項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇談会は、教育振興基本計画の原案について協議し、その結果を武蔵村山市教育委員会に報告する。

（組織）

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより武蔵村山市教育委員会が委嘱する委員9人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵村山市立小学校校長会の会員 1人
- (3) 武蔵村山市立中学校校長会の会員 1人
- (4) 武蔵村山市社会教育委員 1人
- (5) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1人
- (6) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1人
- (7) 武蔵村山市公立学校PTA連合会の会員 2人
- (8) 公募による市民 1人

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（庶務）

第6条 懇談会の庶務は、教育部教育政策課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

一部改正（平成23年9月15日教委訓令（乙）第37号）

5 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会委員名簿

No.	役 職	氏 名	職 名	備 考
1	座 長	近 藤 精 一	東京学芸大学教職大学院教授	学識経験者
2	副 座 長	白 戸 一 範	市立第五中学校校長	市立中学校校長会の会員
3	委 員	加 納 一 好	市立第九小学校校長	市立小学校校長会の会員
4	委 員	河原塚 達 樹	社会教育委員	
5	委 員	谷 口 貴 信	スポーツ推進委員	
6	委 員	荻 野 博 久	公民館運営審議会の委員	
7	委 員	山 崎 智	市公立学校PTA連合会代表（小学校）	市立小学校在籍児童の保護者
8	委 員	峯 岸 正	市公立学校PTA連合会代表（中学校）	市立中学校在籍生徒の保護者
9	委 員	原 田 英 治	公募による市民	

※ 敬称略

※ 順不同

6 策 定 経 過

開催期日	会議等の名称・主な内容
平成 22 年 9 月 9 日	武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会の設置
10 月 21 日	第 1 回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会・策定部会 開催
平成 23 年 8 月 9 日 ～16 日	武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）の主要施策・主要事業について関係各課に依頼
9 月 27 日	第 1 回武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会 開催
10 月 5 日	武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）の作成
10 月 7 日 ～20 日	武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）を市長部局に意見照会
10 月 11 日	校長会で「武蔵村山市教育振興基本計画の策定について」を報告
10 月 20 日	第 2 回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会・策定部会 開催
10 月 21 日	武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）の決定
10 月 26 日	第 2 回武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会 開催
11 月 25 日	第 3 回武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会 開催
12 月 14 日	第 4 回武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会 開催
12 月 20 日	武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会から「武蔵村山市教育振興基本計画（案）について」の報告
12 月 22 日	第 3 回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会・策定部会 開催
12 月 28 日	武蔵村山市教育振興基本計画（案）について市内各小・中学校長に意見照会
平成 24 年 1 月 5 日 ～18 日	武蔵村山市教育振興基本計画（案）のパブリックコメント
1 月 20 日	第 1 回教育委員会定例会で協議
1 月 30 日	第 4 回武蔵村山市教育振興基本計画策定委員会 開催
2 月 7 日	第 1 回教育委員会臨時会で議決、計画決定

7 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）

平成23年12月20日

武蔵村山市教育委員会 様

武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会

座長 近藤 精一

武蔵村山市教育振興基本計画（案）について（報告）

平成23年9月27日付で依頼のあった武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）について、4回にわたり慎重に審議した結果、別紙のとおり本懇談会の意見等を取りまとめましたので、武蔵村山市教育振興基本計画（案）を添えて、ここに報告いたします。

武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会

座長 近藤 精一

副座長 白戸 一範

委員 加納 一好

河原塚 達樹

谷口 貴信

荻野 博久

山崎 智

峯岸 正

原田 英治

※武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会設置要綱に規定する組織順

武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）

戦後60年余、我々を取り巻く社会環境は著しく変貌しました。

同様に、国際化や高度情報化の進展、少子高齢化の進展、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり及び価値観の多様化など、学校教育を巡る環境も大きく変化し、様々な課題を抱えることとなりました。

これらの社会環境の変化や様々な課題に対応すべく、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、新たに達成すべき教育の目標を掲げるなど新しい時代の教育の理念が明確に示されています。

これらを踏まえ、市内の教育振興基本計画策定委員会において作成した「武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）」では、国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げる、今後10年後の教育の姿などを参考としつつ、新たに、基本理念を「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち むさしむらやま」と設定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、これらを具現化するため、教育行政の施策を学校教育分野と生涯学習分野に大別し、施策の体系、重点的に取り組む施策、今後5年間で取り組む基本施策等を整理したものとなり、おおむね妥当なものと考えます。

しかし、本市を取り巻く教育の現状と課題の整理、施策の体系の順位付けなどについては、一部に修正等を要する箇所が見受けられることから、教育委員会にあつては、下記に示す本懇談会の意見等に留意し、本計画を策定されるよう要望いたします。

記

1 全般的意見について

- (1) 市政を総合的かつ計画的に運営するため、本市では、平成23年2月に「武蔵村山市第四次長期総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、各種行政施策の推進に努めているところである。本計画の策定に当たっては、総合計画との整合に十分留意し、策定を進められたい。
- (2) 本計画の進捗状況や具体化を図るため、目標指標を設定したことは評価できるものである。各目標指標が達成されるよう着実に施策・事業の展開を図られたい。
- (3) 第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策に掲げる「主要施策・主要事業一覧表」については、どの「具体的施策」に対応するものなのか明確となっていないため、「主要施策・主要事業一覧表」に番号の表記をする等、記載方法について工夫されたい。
- (4) 本文中には、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及びALT等、教育上の専門用語が多用されている。文中又は巻末に用語解説を設ける等、市民等にとって、さらに理解しやすいものとなるよう、心掛けられたい。
- (5) 掲載写真については、登載のない学校も見受けられる。写真の掲載に当たっては、学校間で差が生じないように、各学校と調整の上、掲載されたい。なお、写真掲載に当たっては、各学校に掲載の許諾等を行い、個人情報取り扱いには十分留意されたい。

2 個別的意见について

(1) 本市を取り巻く教育の現状と課題の捉え方について

本市を取り巻く教育の現状と課題については、本市教育委員会並びに各学校が、教育目標及び基本方針を踏まえつつ、第2次武蔵村山市教育推進プランや各学校の学校経営方針等に基づき、計画的及び継続的に取り組み、それらを十分に踏まえ整理されたものとなっているが、本市を取り巻く現状を整理する上で、それを裏付ける根拠が明確になっていない。

このため、本市立小・中学校児童・生徒の学力、体力の状況等を裏付ける、図やグラフ等のデータを本項目に追加するなど、一層市民等にとって分かりやすいものとなるよう工夫されたい。

(2) 武蔵村山市における教育の基本的な考え方について

① 基本理念の設定について

おおむね10年先を見通した基本理念を「人と人の絆で 未来を拓く 学び支え合うまち むさしむらやま」と設定している。

中・長期的な基本理念を端的に示すことは、市民等にとって、本市教育委員会を目指す教育の方向性を明らかにするものであり、評価するものである。

② 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の捉え方について

国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げる今後10年後の教育の姿などを参考にしつつ、本市の教育の現状と課題を踏まえ今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を3つの視点で描いており、妥当なものとする。ただし、「視点3 誰もが喜びを感じられる教育」の文中の表記については、本計画が、本市の「教育の振興」の施策に関する総合的な計画であるとの観点から、次のように改められたい。

変更前	「・・・生涯にわたり <u>学び働く</u> ことができる環境を整備する・・・」
変更後	「・・・生涯にわたり <u>学ぶ</u> ことができる環境を整備する・・・」

③ 施策の体系について

教育行政の施策を学校教育分野と生涯学習分野に大別し、体系化することで、本計画が、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画等の教育関連計画の上位計画であることを明確にできる。

しかしながら、施策の体系のうち、基本施策「豊かな心を育む教育の推進」に掲げる、具体的施策「人権教育の推進」「道徳教育の充実」等の順位付けについては、疑問が残る。

人権及び道徳は、すべての人にとってなくてはならない大切なものであり、それらが守られ、尊重される社会を築いていくことが必要である。このため、具体的施策「人権教育の推進」「道徳教育の充実」等の施策については、具体的施策の最上位に位置付けられたい。

なお、施策の体系の具体的施策の変更にあたっては、他の項目にも影響を与えることから、これらとの整合に十分注意されたい。

④ 重点的に取り組む施策について

重点的に取り組む施策の表記については、施策の体系の具体的施策に掲げる46項目のうち、今後5年間で重点的・優先的に取り組む施策を16項目抽出したものとなっているが、「第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策」との関連が見えにくいため、相互の関連性が明確になるよう工夫されたい。

(3) 今後5年間で取り組むべき基本施策の内容等について

① 施策展開の方向1 「生きる力を育む教育の推進」

- 54ページの「⑰ 小中一貫教育・小中連携教育の推進」の文中の表記では、その成果が「中1ギャップの解消」に限定しているかのような誤解を与えかねない。

小中一貫教育・小中連携教育については、義務教育9年間を通した系統的・計画的な教育指導による、「子供の個性や能力の伸長」「創意工夫を生かした教育の展開」「豊かな人間性や社会性の育成」「生活指導上の課題への対応」等、様々な成果が期待できるものであり、これらの点についても追記されたい。

② 施策展開の方向2 「学校・家庭・地域の連携強化」

- 特に意見等はない。

③ 施策展開の方向3 「教育の質の向上と教育環境の整備」

- 68ページの「⑳ 学校施設・設備の整備」の文中にある、児童・生徒の教育環境を良好に保つための施策として、「普通教室の冷房化の推進」を掲げているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の全国的な節電意識は、今後も持続的に取り組む必要があり、当該表記は、これに逆行したものと捉えかねられない。

夏の暑さ対策については、冷房化の推進に限定せず、消費エネルギーの低減に向けた、多様な手法を検討されたい。

④ 施策展開の方向4 「自己実現を目指す生涯学習の推進」

- 74ページの「㉑ 生涯学習施設・設備の整備」の文中にある、生涯学習センター（仮称）の設置に向けた検討については、長年の懸案事項となっている。過去に社会教育委員においても、生涯学習センター（仮称）の設置に向けて、2か年にわたり検討した経緯があり、その中では、施設建設までの間、地区会館等の既存施設・設備を有効に活用し、各種の生涯学習活動の情報の一元化等を図る拠点の設置について、提言がなされている。

このため、当該文中の表記については、これらのことに十分考慮し、内容の追記について検討されたい。

(4) 数値目標の設定及び項目等について

① 基準値の設定日について

基準値の設定日については、平成23年4月1日とされているが、本計画の計画初年度となる平成24年4月1日に改められたい。

② 目標指標について

「市学力・学習状況調査による本市立学校の国語の平均正答率と全国平均正答率との相対比率」については、目標値（平成29年3月31日）の設定の根拠が明確になっていない。本市では、児童・生徒の学力向上については、喫緊の課題であり、目標値の設定について再考されたい。

本計画は、上記の武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会からの報告を踏まえ、所要の修正等を行い、策定しています。

8 パブリックコメント等

本計画は、学校及び市民等から広く意見等を聴取するため、平成23年12月28日（水）から平成24年1月11日（水）までの間、各小・中学校長に教育振興基本計画（案）を送付し意見照会を行うとともに、平成24年1月5日（木）から1月18日（水）までの間、市教育委員会ホームページ等で教育振興基本計画（案）を公開し、市民等からのパブリックコメントを実施した。

その結果、以下のとおり5件の意見等が寄せられた。

No.	該当頁	意見等の概要
1	18	児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動の各種大会の参加者については、年々増加傾向にあり、本市を取り巻く教育の現状と課題を整理する上で、これら各種大会の参加者状況の追記について検討されたい。
2	39 42	読書活動の推進には、各学校の「図書ボランティア」による貢献も大きいため、「図書ボランティア」の追記について検討されたい。
3	42	児童・生徒への読書活動を推進する上で、上級生による下級生への読み聞かによる教育的効果は大きいため、「上級生による読み聞かせ」の追記について検討されたい。
4	44	児童・生徒の体力向上に向けた教育委員会の取組として掲げている「歩け歩け大会」や「市民ヘルスチェック」等は、その対象が児童・生徒とは限らないことから、少年少女サッカー大会や少年少女ドッジボール大会など、各種大会の例示に変更されたい。
5	54	校種間の円滑な接続については、幼稚園、保育園、小学校及び中学校の連携以外に、高等学校や特別支援学校との連携が推進されているため、記述の追記について検討されたい。

本計画は、上記の意見等を踏まえ、所要の修正等を行い、策定しています。

9 用語解説

行	用語	用語解説	頁
あ	A E F A ワンコイン・スクールプロジェクト	A E F A (アジア教育友好協会) 主催のアジア山岳少数民族のための学校建設支援事業。平成21年から開始。子供たちが、一人500円を目標にお金を出し合い、ラオス人民民主共和国等に学校を建設している。	29、49
	生きる力	平成10年告示の学習指導要領において示され、現行の学習指導要領にも受け継がれている基本的な考え方。変化の激しいこれからの社会を生きるために必要な知・徳・体のバランスのとれた力。	11、12、 21、23、 25、26、 28、30、 35、36、 40、44、 63、85
	一校一研究	市内すべての学校が、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の研究指定校・推進校・奨励校等の指定を受け、学校の特色化を推進するために行われる校内研究の在り方。本市において平成20年度より実施。	16、28、 30、40、 54
	一校一取組	平成22年に東京都教育委員会により示された「総合的な子供の基礎体力向上方策」における取組の一環。体力テストの結果を踏まえて、学校ごとに、これまでの取組を踏まえて更に工夫した特色ある取組を行うこと。	29、43、 44、46
	エコスクール	環境を考慮した学校施設のこと。学校施設を整備する際に、環境への負荷を低減するため、太陽光発電や木材利用、省エネルギー・省資源を活用するとともに、教育を通じ環境保全活動が促進されるよう工夫された学校施設。	68
	N I E	Newspaper in Education の略。学校で新聞を教材として活用する取組。日本では、昭和60年の静岡で開かれた新聞大会で提唱された。社会性豊かな青少年の育成や民主主義社会の発展などを目的として、全国で展開されている。	65
	屋外体験学習広場	青少年の心身の健全な育成を図るため、狭山丘陵の自然を生かし、青少年に対して自然体験や自主性、協調性等を養うための体験学習を行うことができる施設。	80
	O J T	On the Job Training の略。日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的、計画的、継続的に高めていく取組。東京都教育委員会では、管内各学校で、校長の人材育成計画に位置付けて実施している。	29、63、 65、66、 67

行	用語	用語解説	頁
あ	おはなしの会	市内の各図書館で、月1～2回幼児から小学生を対象に、主に絵本の読み聞かせや紙芝居を演じている。他に手（指）遊び、パネルシアター（絵人形をパネルに貼ったり取ったりして演じる劇）、ストーリーテリング（物語を覚えて子供たちに語ること）なども実施。	74、76
か	外国語活動	小学校学習指導要領に基づき、平成23年度より、第5・第6学年で年間35単位時間が必修となった学習活動。国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の素地を養うこと等を目標として行われる。	49
	外国語指導助手（ALT）	外国語指導助手（Assistant Language Teacher の略）のこと。外国語科担当教員の助手として授業を行ったり、様々な学校教育活動に従事したりしている。本市においては、平成8年度より、国のJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）により、各中学校に常勤している。	29、47、49、50、65
	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、文部科学省から告示された教育課程編成する際の基準。各学校ではこれを踏まえ、教育課程を編成している。	26、38、47、49、54、63、65、68、70、71
	学校ICT環境	Information and Communication Technology の略。 情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。小・中学校における、分かりやすい授業の実現、子供たちの情報活用能力の育成を図ることなどを目的に、教育用及び校務用のパソコン、校内LANの設備などの環境を整備する。	16、28、30、68
	学校関係者評価委員会	学校教育法に規定された学校評価の実施手法の一つ。保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価（各学校の教職員が行う評価）の結果について評価することを基本として行う評価。	29、57、66、67
	学校規模等適正化基本方針	武蔵村山市立学校の規模及び配置の適正化を図るための指針を策定するため、武蔵村山市立学校規模等適正化検討委員会が武蔵村山市教育委員会に報告し、取りまとめたもの。	29、68、71

行	用語	用語解説	頁
か	学校支援地域本部	地域全体で学校教育を支援する体制づくりを目指し、文部科学省が平成20年度より全国で展開している事業。地域・PTA・学校が連携して、地域コーディネーターの配置などの支援体制を整え、学習や学校行事、部活動、環境整備、安全パトロール等の学校支援ボランティアの活動を推進する。	28、29、 57、58
	学校司書	専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員。学校教育法に規定される「その他必要な職員」に相当するが、制度上の資格の定めはない。本市においては、市立学校における読書活動の推進と、児童・生徒の健全育成を目的として、平成21年度より、市内全校に配置された。	29、39、 43、65、 76、85
	学校選択制	区市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第32条第1項） この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定すること。	28、29、 68、71
	学校評価	各学校が、自らの教育活動等について、目指すべき目標を設定し、その達成状況等について評価することにより、組織的・継続的な改善を図ることなどを目的として、実施される評価のこと。学校教育法等により、実施及び結果の公表が義務付けられている。	16、23、 28、29、 30、40、 63、66、 67
	学校評議員	学校・家庭・地域の連携により、子供の健やかな成長を担うため、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながら学校としての説明責任を果たすことなどを目的として、学校に置くことができることとされている制度。平成12年の学校教育法施行規則の一部改正により規定された。	29、57、 58
	教育委員会の点検・評価	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成20年4月施行）により、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、学識経験者の知見を活用して、事務事業の点検評価を行い、結果について議会への報告と公表を行うことになっている。本市では、平成20年度から前年度の事務事業について、毎年、議会へ報告を行うとともに、公表を行っている。	85
	教育ボランティア	本市の各学校、適応指導教室等で実施する教科学習や様々な体験学習等を支援できる者を本市教育委員会に登録し、その者の知識、技能等の提供を得る制度。学校教育の一層の充実を図ることなどを目的としている。	29、39、 40、42、 49

行	用語	用語解説	頁
か	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。平成11年に中央教育審議会において、定義が示された。	12、28、 29、36、 47、49
	クリーン作戦	通学路や道路、公園など、市内を区域ごとで一斉に清掃を行い、地域の環境を自らの手できれいにし、青少年の社会参加を目的とする取組。「関東地方環境美化の日」（毎年5月30日）ゴミゼロデーの統一キャンペーンの一環として、昭和59年から実施している。	80
	校内LAN	ローカルエリアネットワーク（Local Area Network）の略。学校内のコンピュータをネットワークで接続したシステム。校内LANを導入することで、教員の別々のパソコン同士でデータ等を共有したり、子供たちの学習成果を保存・発表するなどの活用ができ、より効果的な指導が期待できる。	29、70
	校務支援システム	学校の校務全般の情報を共有することにより、きめ細やかな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子供たちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を検討し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するもの。	29、68、 70、87
	心の教育	子供たち一人一人が、人間として調和のとれた成長を遂げることができるようにするために、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しい物や自然に感動する心等の人間性の育成を目指して行われる教育。	14、36、 65
	子供読書活動推進計画	「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、読書活動の推進に関する施策を示したもの。本市は、平成19年2月に5か年の計画が策定され、第二次計画が平成24年3月に策定された。	8、29、 74、76
	個別指導計画	児童・生徒の障害に応じたきめ細やかな指導を行うために、一人一人の障害の実態や発達の段階の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを各教科等全般にわたって作成するもの。	29、52、 86

行	用語	用語解説	頁
か	個別の教育支援計画	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。	29、52
	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校・保護者・地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組が行われる。これらの活動を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができる。	15、28、 29、30、 57、58、 86
さ	CST	Core Science Teacher の略。独立行政法人科学技術振興機構（JST）により、文部科学省の理数教育充実策の一環として実施している事業。JSTと東京都教育委員会との連携により、地域の理数教育において中核的な役割を担う小・中学校教員の養成と活動支援が行われている。	65
	指定管理者制度	平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的として創設された。指定管理者制度では、民間事業者等を含む法人その他の団体に、使用許可処分も含めて施設の管理を委任できるようになり、地域の活性化や行政改革の推進等が期待されている。	74、75、 77、78
	児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）	市内各小・中学校において、児童・生徒の確かな学力定着を図るための基礎資料として、調査の結果を活用し、教育課程及び授業の充実・改善に生かすことを目的として実施される学力調査。平成17年度から小学校第3学年及び中学校第1学年において実施している。	41、42
	児童・生徒の学力向上を図るための調査（都調査）	学習指導要領に示されている教科の目標や内容の実現状況等を把握するとともに、市として教育課程や指導方法等に関わる課題を明確にし、その改善・充実を図ることなどを目的として、東京都教育委員会により都内全公立小・中学校等で実施される学力調査。平成15年度から実施している。	42

行	用語	用語解説	頁
さ	授業改善推進プラン	市及び東京都教育委員会が実施する「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果等をもとに作成される、授業改善の具体的視点を示したプラン。東京都教育委員会により小学校は平成17年度から、中学校は平成16年度から作成が義務付けられている。本市においては全校が各学校ホームページで保護者・地域住民に公開している。	12、29、 39、40、 42、63、 64
	授業実践交流会	本市の小学校及び中学校の教員が、それぞれ、相互に授業を公開し合うとともに、授業改善の在り方について講師から指導を受けることにより、教員の授業力向上を図ることを目的として実施する交流会。平成18年度から小学校授業実践交流会、中学校授業実践交流会として、年に1回ずつ実施している。	16、29、 40、63、 64、65
	小中一貫教育・小中連携教育	小学校と中学校の義務教育9年間に連続性をもたせて行う教育。従来の6-3制を4-3-2制にしたり、独自の教科・科目を設置することにより、現代の社会の変化や子供の身体的、精神的発育の変化に対応した教育を行うもの。 これまでの小学校と中学校間の教育内容や方法の段差を解消し、教育活動の連携、教育指導の連続性、教職員間の連携及び地域間の連携等を目標としている。 本市では、平成22年4月に東京都多摩地区初の施設一体型小中一貫校村山学園を開校し、当該校をパイロット校として、市内全域で小中一貫教育・小中連携教育を推進している。	28、30、 40、44、 54、55、 65
	小中一貫教育カリキュラム	義務教育9年間で「人間力の育成」を目指すことを教育目標に、児童・生徒に系統的・継続的な指導を行うため、学習指導要領に準拠し、各教科等で「子供たちに育てたい力」「重点指導項目」「単元系統一覧表」「年間指導計画」などを設定するほか、昨今の社会変化への対応課題である「基本カリキュラム4重点」（言語力育成・情報リテラシー育成・キャリア教育・心の教育）を各教科等の中で指導するための教科横断的な学習計画などで構成されている。	29、54、 55、65
	少人数指導	各教科等の授業において、例えば、1つの学級を2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けたりして、少人数で授業を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめ細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。	29、42、 65

行	用語	用語解説	頁
さ	就学援助システム	武蔵村山市就学援助制度の認定基準等を設定することにより、申請者・認定者の管理を行い、学用品費や校外活動費、学校給食費等の支給処理等を総合的に管理するシステム。	29、71
	就学支援シート	就学が決定した後に、幼稚園・保育所、療育機関等における子供たちの様子や指導・保育又は訓練の様子を小学校や特別支援学校小学部に引き継ぎ、障害のある子供の就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するもの。	29、51、52
	習熟度別指導	少人数指導のうち、児童・生徒の学習の習熟度別にグループを編成して行う授業形態や方法。	29、42
	食育	生きる上での基本として、知育・徳育・体育の基礎となる食に関する指導の総称。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的として行われるもの。平成17年に制定された「食育基本法」等に基づき、各学校において、計画的・継続的に実施される。	28、29、43、44、46、65、69
	情報リテラシー	コンピュータやネットワークの基礎的な理解、コンピュータやソフトウェアの操作、情報検索能力。	46
	人権教育	一人一人の児童・生徒がその発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標に行われる教育。	28、29、30、35、36、38、65
	スクールカウンセラー	児童・生徒のいじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される臨床心理士等、専門的な知識・経験を有する者。	14、29、51、53、81
	スクールガードリーダー	地域ぐるみの学校安全体制整備のため、学校敷地内及び通学路の定期的な巡回の実施及び教職員への指導・助言及び、学校安全を担う人材育成のために講習会を行う、教育委員会が委嘱した防犯の専門家及び警察官OB等のこと。	29、46、48
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為等の生活指導上の課題に学校と関係機関が連携して対応するために、文部科学省・東京都教育委員会及び本市教育委員会の事業として、各小・中学校に配置される福祉や教育の分野において専門的な知識・経験を有する者。	14、29、51、53、65	

行	用語	用語解説	頁
さ	スポーツ祭東京 2013	平成 25 年に東京都で、「第 68 回国民体育大会」と「第 13 回全国障害者スポーツ大会」を一つの祭典として開催するスポーツの大会。	18、77
	青少年健全育成協力店 指定制度	青少年の非行防止その他青少年の健全な育成に資する取組を積極的に推進する店舗等を青少年健全育成協力店として指定し、地域と一体となって青少年の環境の整備を推進し、青少年の健全な育成を図る制度。	29、36、 80、81、 88
	セーフティ教室	児童・生徒に犯罪を起こさせない、犯罪に巻き込ませないための教育活動の一つとして、東京都教育委員会と本市教育委員会の連携により、管内の全公立小・中学校・都立学校で実施している事業。平成 17 年度から本市のすべての小・中学校で、警察、その他外部機関等の協力を得て、毎年度 1 回ずつ実施している。	29、46、 48
	全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることなどを目的として、文部科学省により全国の公立小・中学校等で実施される学力調査。平成 19 年度から実施している。	12、15、 37、41
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子供から高齢者まで(多世代)、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	18、29、 77、78、 88
た	ティームティーチング	複数教員により、協力的指導を行う授業形態や方法。児童・生徒一人一人に対して、きめの細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって、指導の効果を高めることをねらいとして実施するもの。	29、42
	知識基盤社会	平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に示された言葉で、21 世紀は、いわゆる「知識基盤社会(knowledge-based society)」の時代であると述べられている。 「知識基盤社会」とは、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義している。	23、26

行	用語	用語解説	頁
た	中1ギャップ	小学校から中学校に進学したときに、学習や生活の変化になじめず、いじめや不登校などの様々な困難を抱えてしまう生徒が増える現象。	54
	適応指導教室	不登校児童・生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、もって不登校児童・生徒の社会的自立に資することを目的として、教育委員会が設置・運営する教育支援センター。本市においては、「ゆうゆう教室」と称し、平成14年度に、教育センター内に設置された。	14、29、 51、52、 53、86
	出前講座	平成13年6月からスタートした生涯学習事業の一つで、日頃、市が行っている仕事に関する情報を「出前講座むさしむらやま塾」として市民等に提供するもの。	17、29、 74、75、 87
	電子黒板	パーソナルコンピュータ上の画や画像を、ディスプレイに映し出し、ディスプレイ上で直接、画面を操作し、文字や絵を書き込んだり、文字や画像を移動したり、拡大・縮小、保存等ができる機器。電子情報ボードともいう。本市においては、平成21年度に全校に配置した。	50、65
	東京都統一体力テスト	東京都の児童・生徒の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成23年度より実施されている体力テスト。	29、44、 46、85
	道徳授業地区公開講座	東京都教育委員会及び本市教育委員会により、家庭・学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育を充実させることを目的として、毎年度、すべての都内公立小・中学校等で実施している事業。本市では、平成15年度から全小・中学校で実施している。	14、29、 35、36、 38
	特別支援教育	障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障害のある児童・生徒の支援を更に充実していくことになった。	28、29、 30、51、 52、86

行	用語	用語解説	頁
は	P D C Aサイクル	Plan-do-check-act サイクルの略。 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとして、第二次世界大戦後、ウォルター・シューハート、エドワーズ・デミングらにより提唱された。学校においては、この手法を学校評価の実施方法として取り入れることにより、教育内容の計画・実行・評価・改善の4段階を繰り返すことを意味している。	29、66、67
	副籍制度	都立の特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童及び生徒が、武蔵村山市立の小学校又は中学校に副次的に籍を置き、市立学校の学校行事や学習活動へ参加し交流をすることにより、居住する地域とのつながりを維持及び継続を図るもの。	51
	ブックスタート事業	保健相談センターの乳児健診（3～4か月児健康診査）の受診者に、赤ちゃん向け絵本と保護者向けの絵本リストなどをセットにして、図書館職員等の説明を添えてプレゼントするもの。	74
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること。ただし、病気や経済的な理由による者を除く。	13、14、28、51、52、53、81、86
	不登校カルテ	不登校を理由とする欠席日数が年間30日以上の児童・生徒一人一人について、指導、面接、家庭訪問等の学校復帰支援の経過を記録することを通して、学校と教育委員会が情報を共有するとともに、継続的な支援等を実現させることを目的として、市内各小・中学校で作成し、教育委員会に提出する書類。	29、53
	放課後子供教室	平成19年度から実施されている文部科学省及び厚生労働省による「放課後子どもプラン」に基づき、学校の余裕教室などを活用して、放課後の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保する取組。本市では、平成19年度から市立小学校において実施している。	28、29、36、59、60

武蔵村山市教育振興基本計画

平成24年3月発行
武蔵村山市教育委員会

◇編集・発行◇

武蔵村山市教育委員会教育部教育政策課
電話 042-565-1111 内線 442

